

豊田市

市民活動促進計画



豊田市
平成21年3月

豊田市市民活動促進計画

(目次)

1章 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 用語の定義	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画の期間	3
2章 市民活動の現状	4
(1) 市民の市民活動への参加状況	4
(2) 市民活動団体の現状	9
(3) 豊田市の取組	16
(4) 中間支援	18
(5) 企業の社会貢献活動	19
3章 市民活動の課題	20
4章 市民活動の将来ビジョン	24
(1) 将来ビジョン	24
(2) 市民活動促進のための役割	24
(3) 市民活動促進の基本理念	25
(4) 基本方針	25
5章 市民活動促進のための取組	26
方針1 市民活動の情報を伝え、共有します	26
方針2 市民と行政職員が育ち合う機会をつくれます	30
方針3 市民活動の拠点としての場を充実します	32
方針4 共働事業を共に考え、実施します	36
方針5 社会資源を生み出すしくみをつくれます	38
重点事業まとめ	40
6章 市民活動促進のための推進体制	42
資料編	44
(1) 市民活動促進計画策定経緯	44
(2) 関連条例	47
(3) 豊田市における市民活動関連の年表	54
(4) 豊田市における市民活動促進関連事業	55
市民活動の促進に向けて～市民活動促進委員会からのメッセージ～	77

1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

豊田市では、平成 17 年 10 月施行の「豊田市まちづくり基本条例」において、市民と行政の「共働によるまちづくり」をまちづくりの基本原則として位置づけました。「共働によるまちづくり」の基盤は、市民の力です。豊田市では自治区・コミュニティ会議を中心に、青少年の健全育成やゴミの減量、自主防災など、身近な地域課題への取り組みが、長年にわたり熱心に行われてきました。また、福祉や子育てなどの多様化する課題や、多文化共生などの新しい課題に対して、NPOやボランティア団体などによる活動が活発に行われるようになってきています。このような市民活動の促進に関する基本理念と市の施策を定めた「豊田市市民活動促進条例」が平成 19 年 4 月に施行されました。

市民活動は、自分たちで住みよいまちをつくろうという、市民自治の力を高め、自立型地域社会の構築の基礎となります。また、新しい社会ニーズの発掘と課題解決にいち早く取り組み、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけることができます。同時に、市民自身の自己実現を図り、生活の楽しみを生み出し、良好なコミュニティを創出するなど、身近な暮らしに潤いをもたらします。

このような市民活動の重要性をふまえて、「第 7 次豊田市総合計画」では、将来都市像として「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を掲げています。これは、市民一人ひとりが安全に暮らし、能力と個性を発揮して活躍できる社会の実現と、それぞれの特性を活かした個性豊かな地域の実現を目指すものです。

このような社会の実現のため、「豊田市市民活動促進計画」は、「豊田市市民活動促進条例」第 7 条に定める、「市民活動を促進する市の施策」の具体的な実施計画を市民活動促進委員会の検討により策定したものです。

(2) 用語の定義

この計画では、「市民」「市民活動」「市民活動団体」「共働」について、豊田市委ちづくり基本条例・豊田市市民活動促進条例に基づいて、次のように定義します。

市民

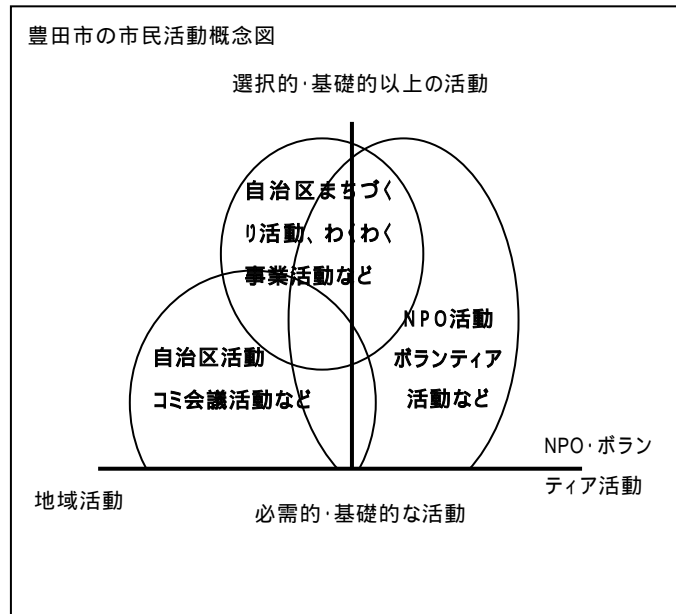
市内に住所を有する人(外国人や法人を含みます)及び市内に通勤・通学する人、事業・活動を行う人・団体。

市民活動

営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動。

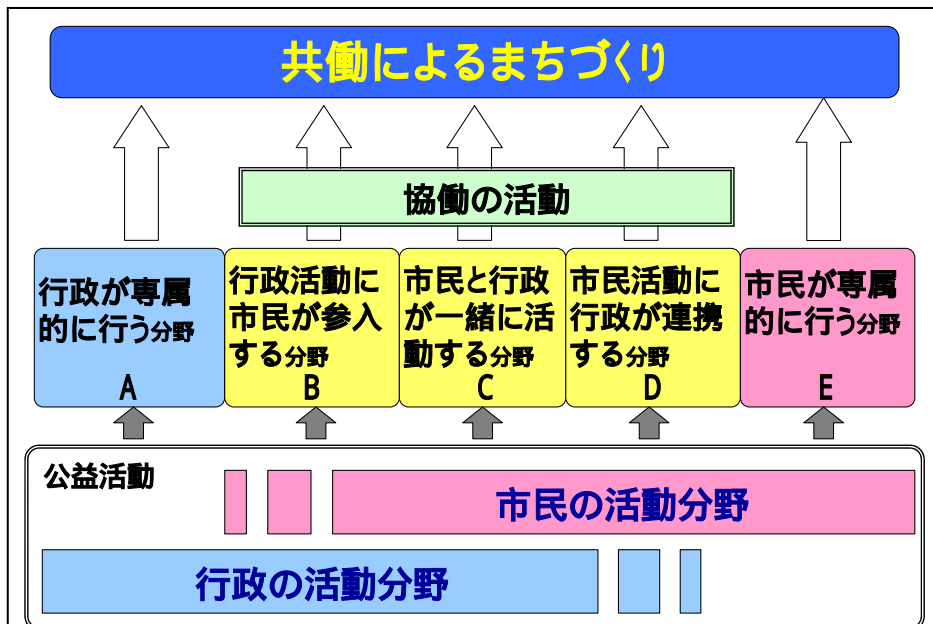
市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とする団体。例えば、自治区、コミュニティ会議などの地域で活動する団体、NPO・ボランティア団体、NPO法人などの特定の分野やテーマについて活動する団体などです。



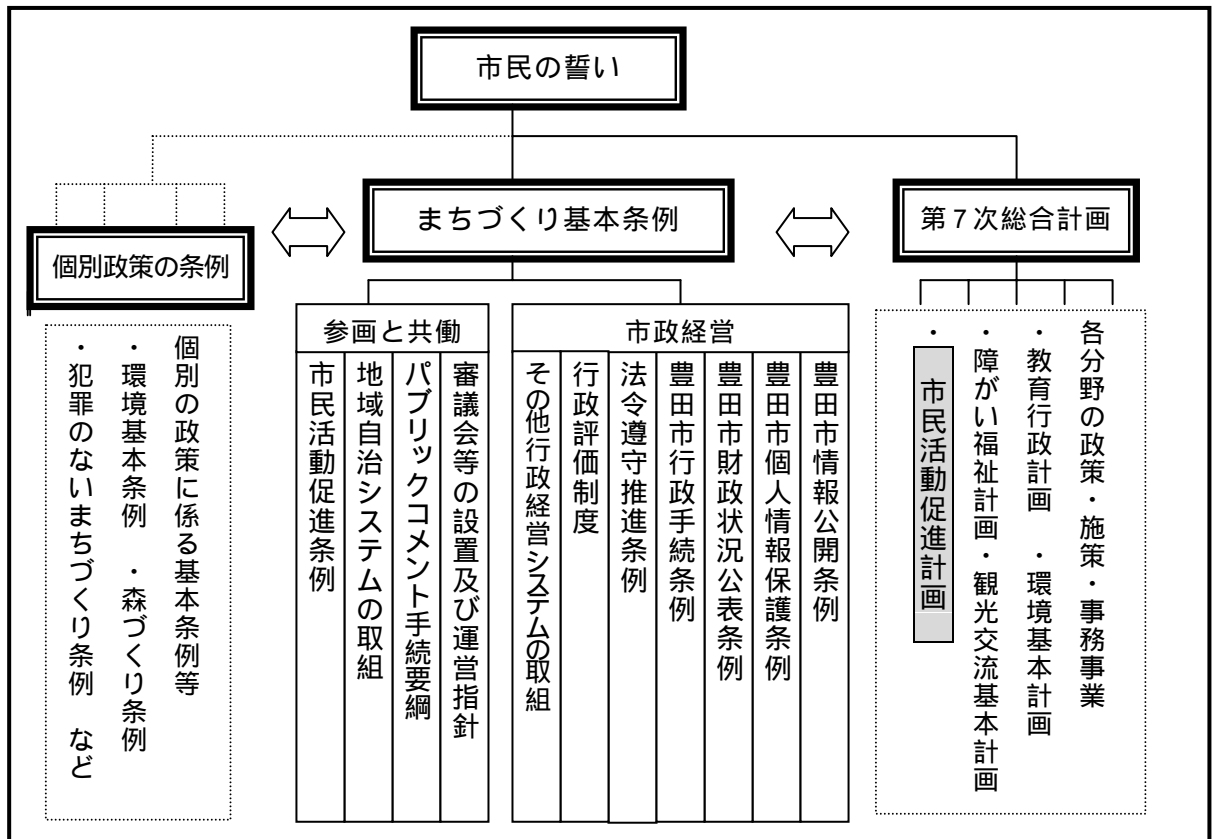
共働

市民と行政が共に働き、共に行動することでよりよいまちを目指すこと。市民と行政が協力・連携すること(通常これを協働という)のほか、共通する目的に対して、市民が専属的に行う分野や、行政が専属的に行う分野を、それぞれの判断で、それぞれ活動することも含まれます。



(3) 計画の位置づけ

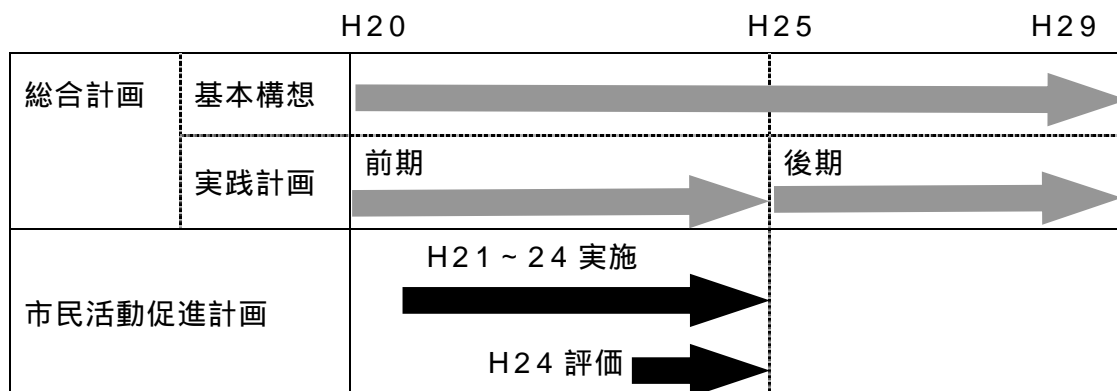
この計画は、「豊田市まちづくり基本条例」「豊田市市民活動促進条例」に基づき、「第7次豊田市総合計画」をふまえ、豊田市の市民活動の促進を図る計画です。



(4) 計画の期間

市民活動を取り巻く環境は急速に変化しています。そのため、計画期間は、平成21～24年度とし、平成24年度に見直しを行います。

第7次総合計画期間と市民活動促進計画期間の関係

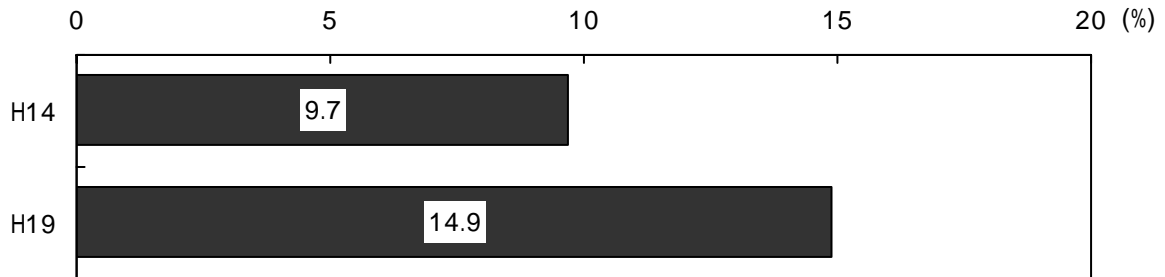


2章 市民活動の現状

(1) 市民の市民活動への参加状況

NPO・ボランティア活動をしている市民の割合は年々増加の傾向にあります。
年代別では、65～69歳など年齢の高い人の活動割合が高い傾向があります。

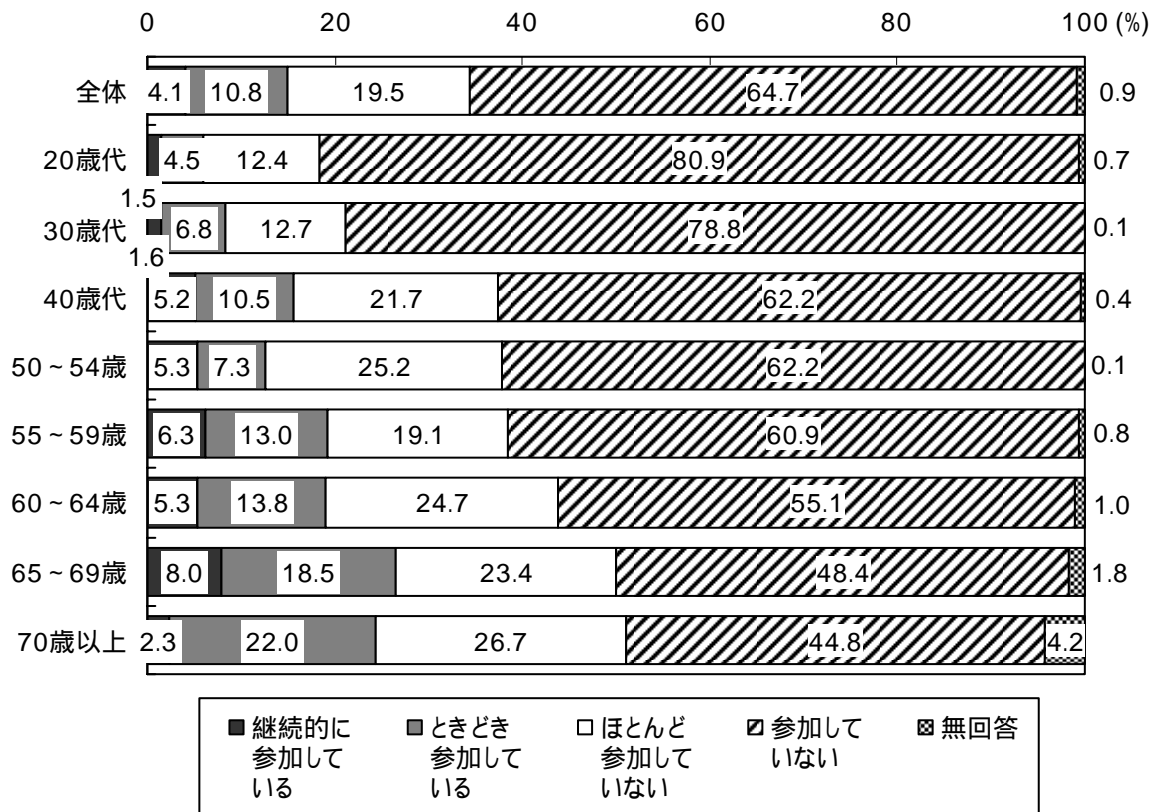
NPO・ボランティア活動への参加状況（年次推移）



資料：豊田市「第14回 市民意識調査報告書」(H14 回答数 3,260人)
「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

注：平成14年は、合併前豊田市域対象、ボランティア活動をしている人の割合
平成19年は、合併後豊田市域対象、NPO・ボランティア活動に「継続的に参加している」「ときどき参加している」人の割合の合計。

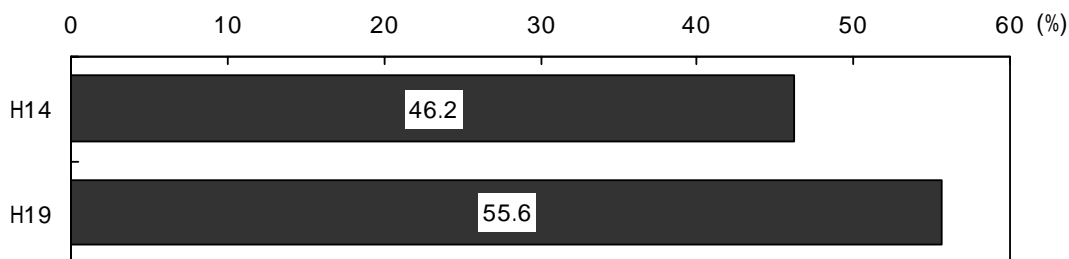
(年代別)



資料：豊田市「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

地域活動をしている市民の割合も年々増加の傾向にあります。年代別では20～30歳代で参加率が他の年代と比べて低い傾向がみられます。また、すべての年代で、地域活動への参加率がNPO・ボランティア活動への参加率を上回っています。

地域活動への参加状況（年次推移）

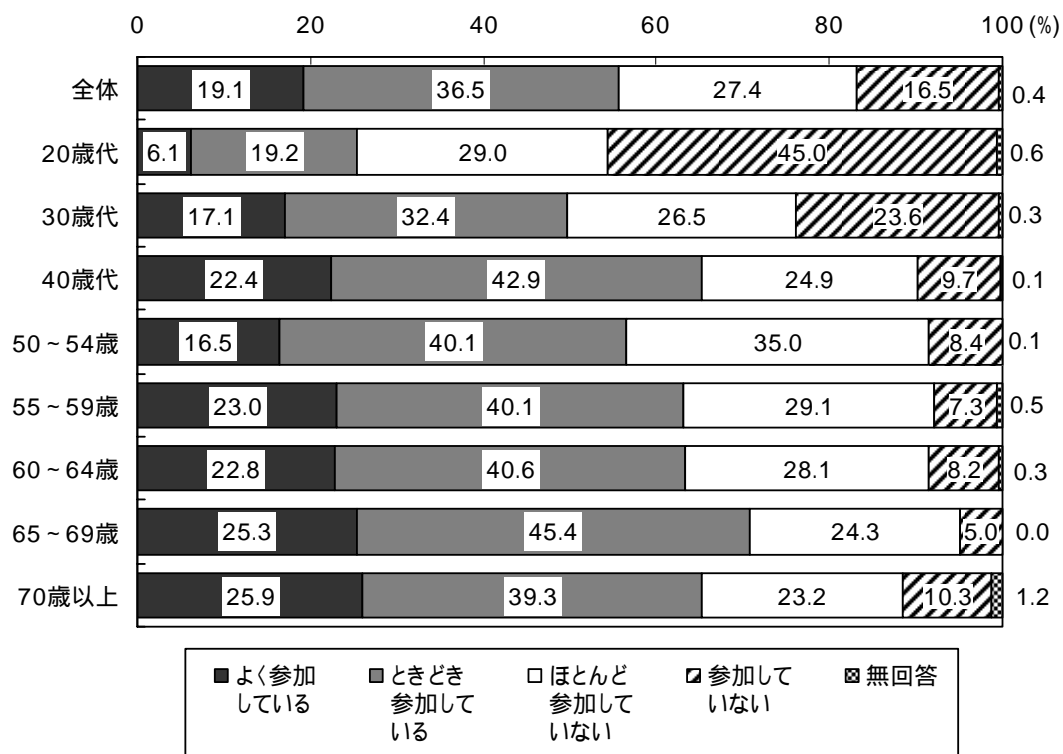


資料：豊田市「第14回 市民意識調査報告書」(H14 回答数 3,260人)

「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

注：平成14年は、合併前豊田市域対象、平成19年は、合併後豊田市域対象
「よく参加している」「ときどき参加している」人の割合の合計

(年代別)

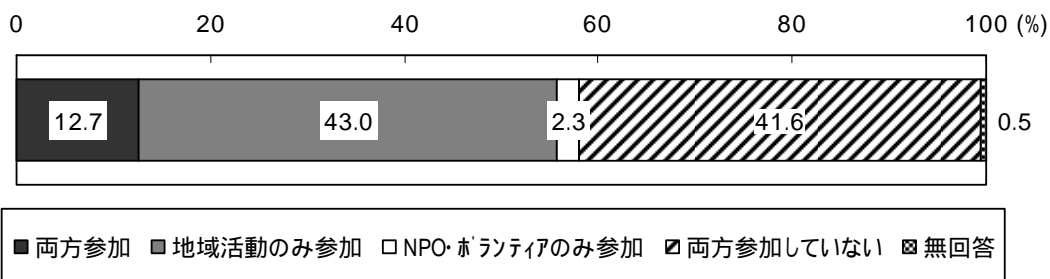


資料：豊田市「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

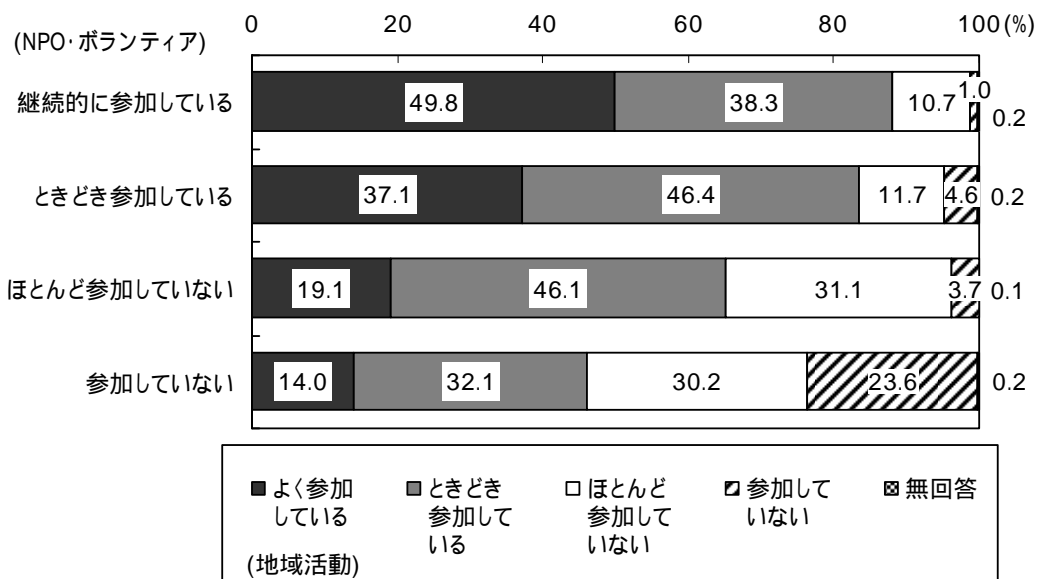
NPO・ボランティア活動と地域活動への参加状況を見ると、「両方参加」している人は12.7%、「地域活動のみ参加」している人は43.0%、NPO・ボランティア活動のみ参加」している人は2.3%です。約6割の市民が市民活動に参加しています。

NPO・ボランティア活動に「継続的に参加している」「ときどき参加している」市民は、地域活動へも参加しており、多様な市民活動を行っている傾向がみられます。

NPO・ボランティア活動と地域活動への参加状況



(NPO・ボランティア活動への参加状況からみた、地域活動への参加状況)

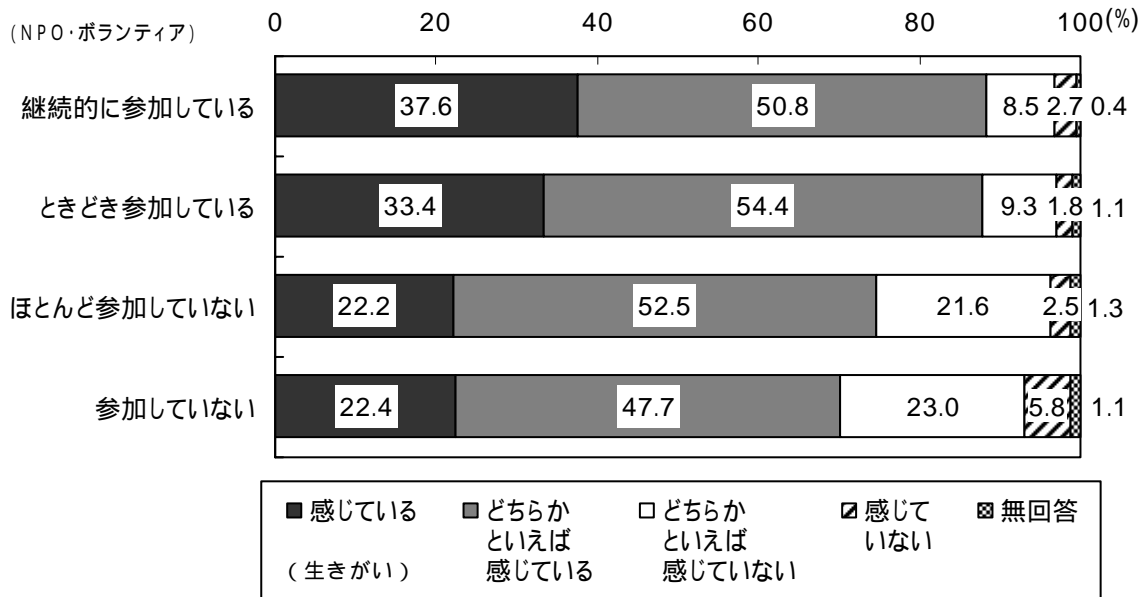


資料：豊田市「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

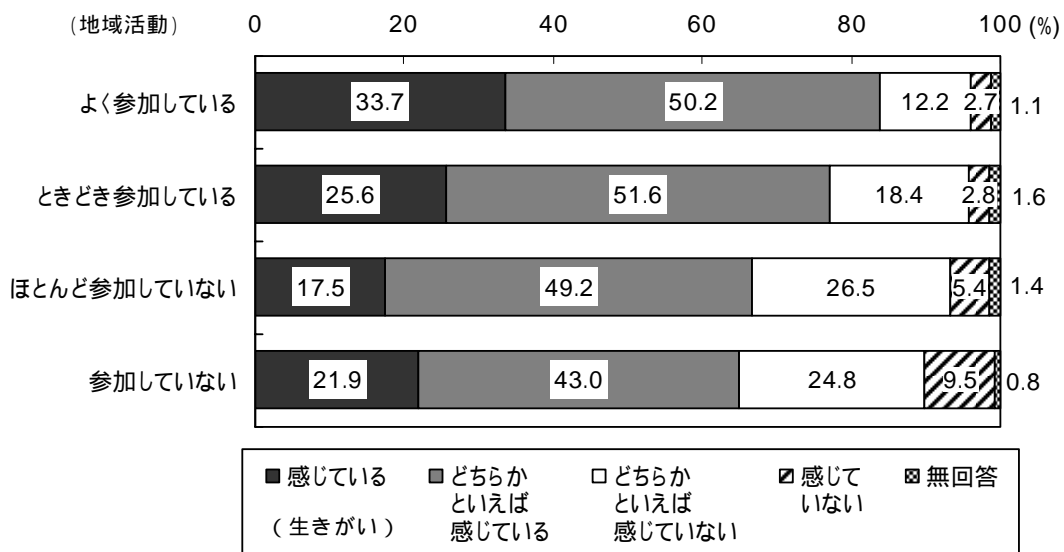
NPO・ボランティア活動や地域活動をしている市民は、「日ごろの生活の中での生きがい」を感じ、「市の歴史・文化への誇りや愛着」を持つ傾向がみられます。

日ごろの生活の中での生きがいを感じるか

(NPO・ボランティア活動への参加状況別)



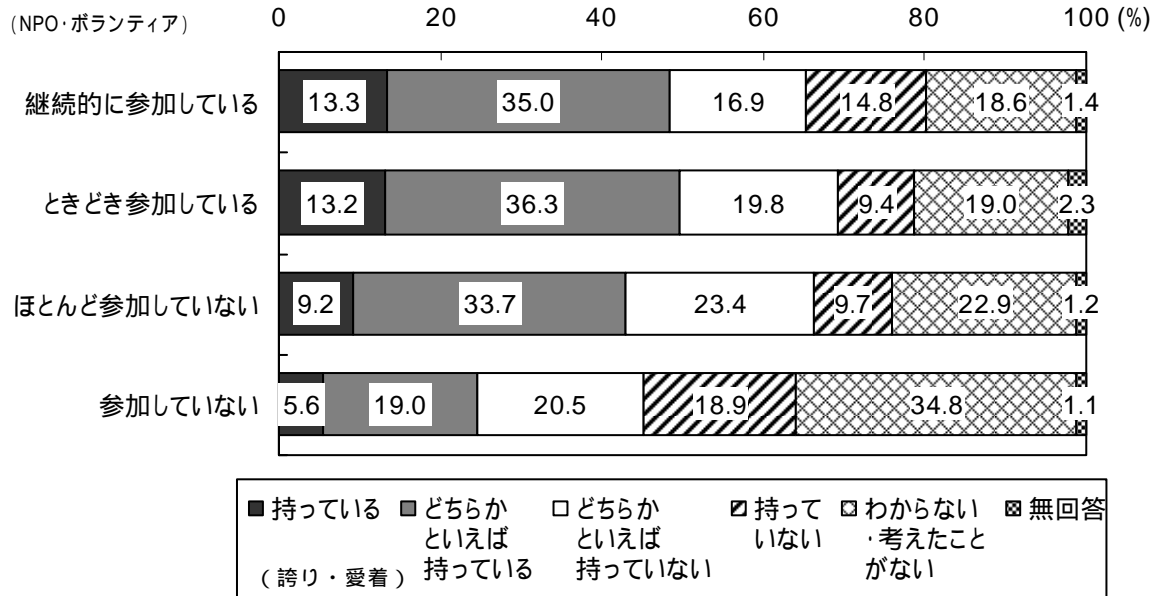
(地域活動への参加状況別)



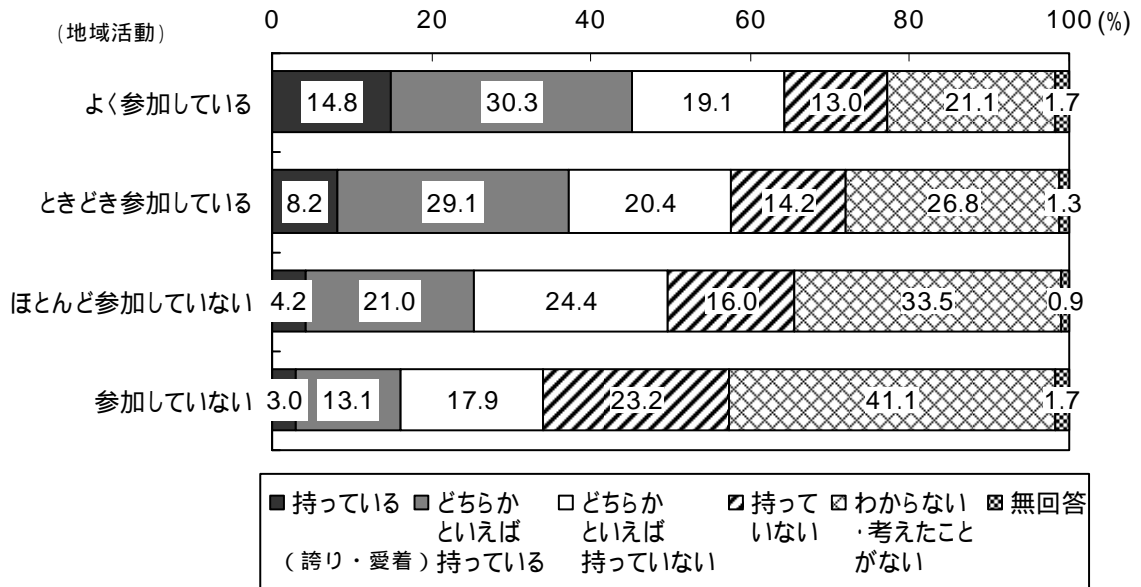
資料：豊田市「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

豊田市の歴史・文化への誇りや愛着を持つか

(NPO・ボランティア活動への参加状況別)



(地域活動への参加状況別)



資料：豊田市「第17回 市民意識調査報告書」(H19 回答数 4,302人)

(2) 市民活動団体の現状

豊田市の市民活動団体

この10年間に、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行、とよた市民活動センターの整備、わくわく事業補助金の創設などから、市民活動団体数は増加しています。

主な市民活動団体数

	H10	H13	H20
NPO 法人	0	8	52
とよた市民活動センター 登録団体	-	135	185
豊田市社会福祉協議会 登録ボランティアグループ	106	119	301
豊田市国際交流協会 登録ボランティアグループ	15	13	8
あすて登録グループ	30	86	47
交流館自主グループ	-	1,163	1,261
青少年センター登録グループ	12	12	54
キラッ とよた登録団体	-	25	40
自治区・コミュニティ会議	248	248	330
わくわく事業補助金助成団体	-	-	234
合計	411	1,809	2,512

注：「-」は施設・制度が未整備。平成20年は6月末時点。

NPO法人は内閣府認証NPO法人などを含め、豊田市で活動しているNPO法人数。

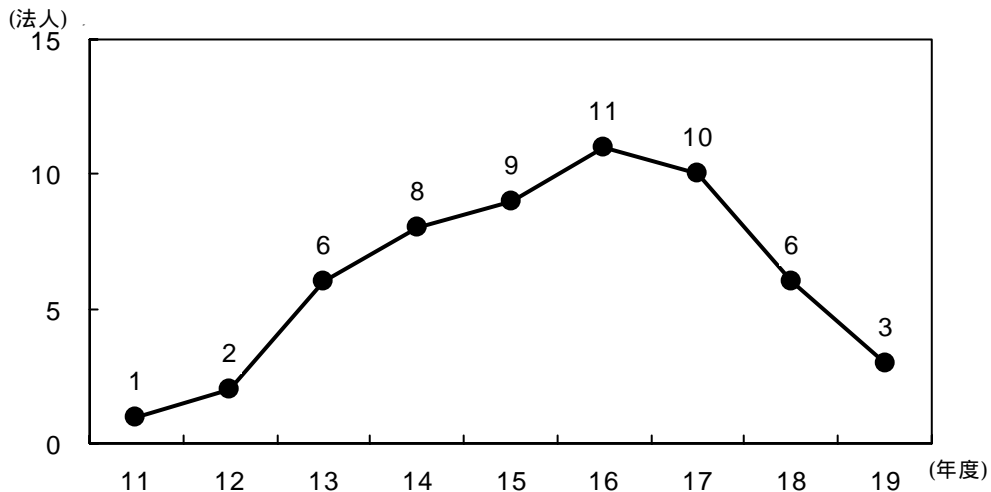
あすては平成14年以降登録基準改正。

H20 わくわく事業補助金助成団体数は平成19年度実績。

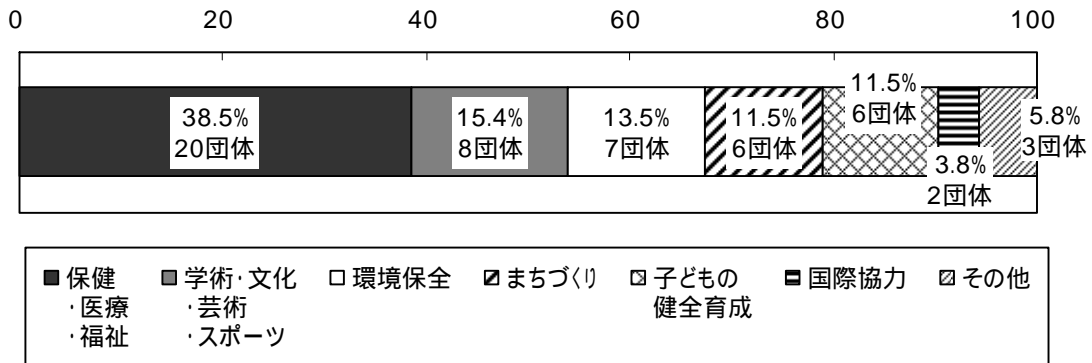
NPO法人

法人数は増加傾向で推移し、平成20年6月時点で52法人が認証されています。分野別では「保健・医療・福祉」、活動エリアは「県内」が最も多くなっています。

新規認証 NPO 法人数の推移

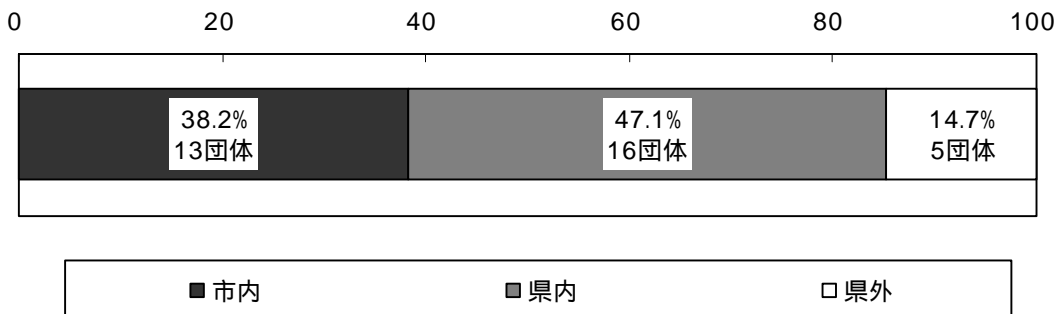


活動分野（特定非営利活動促進法の分類に基づく）



資料：豊田市「とよた市民活動センター登録団体・NPO法人一覧表」

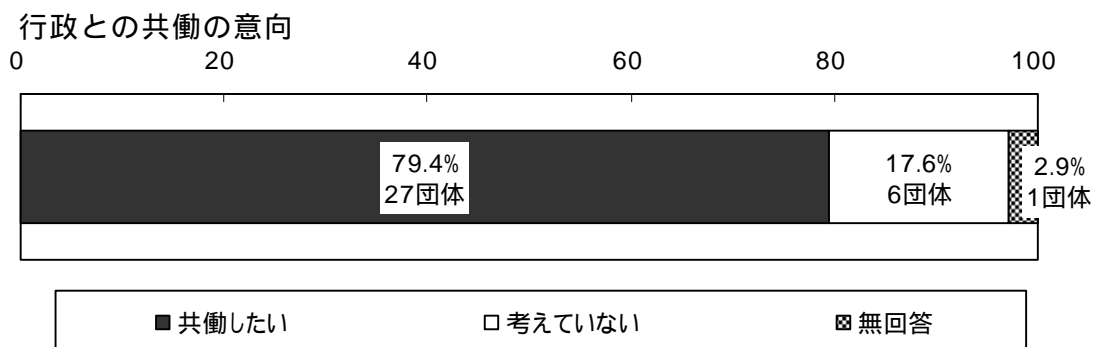
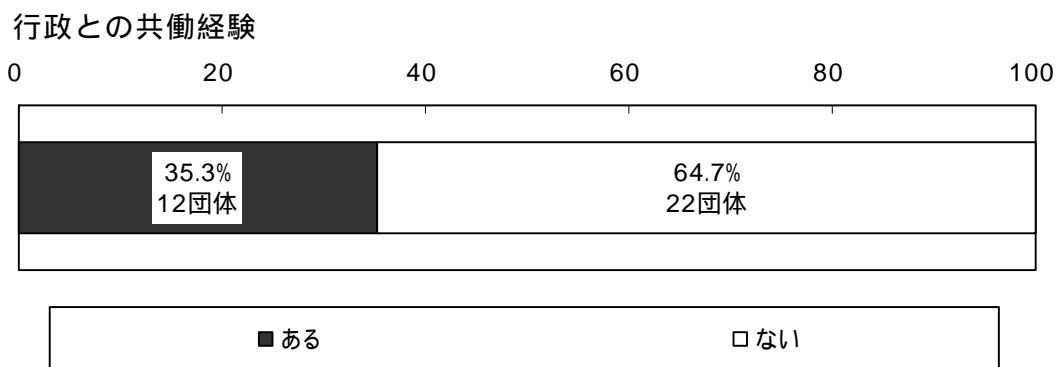
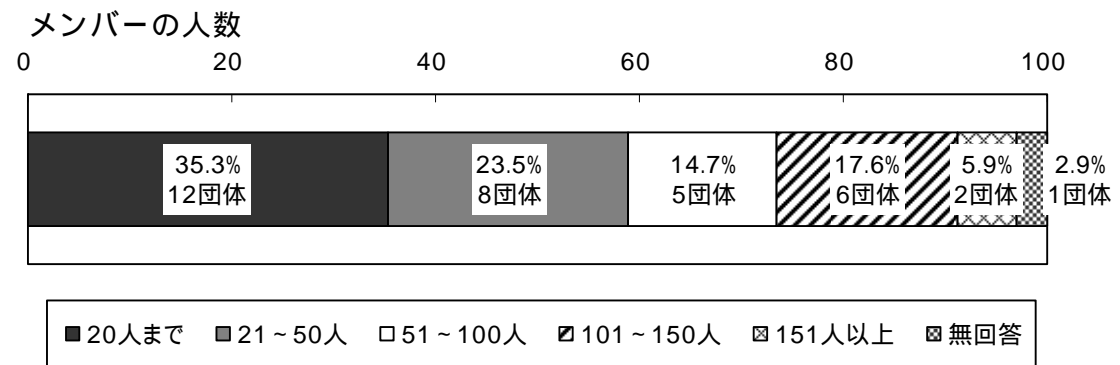
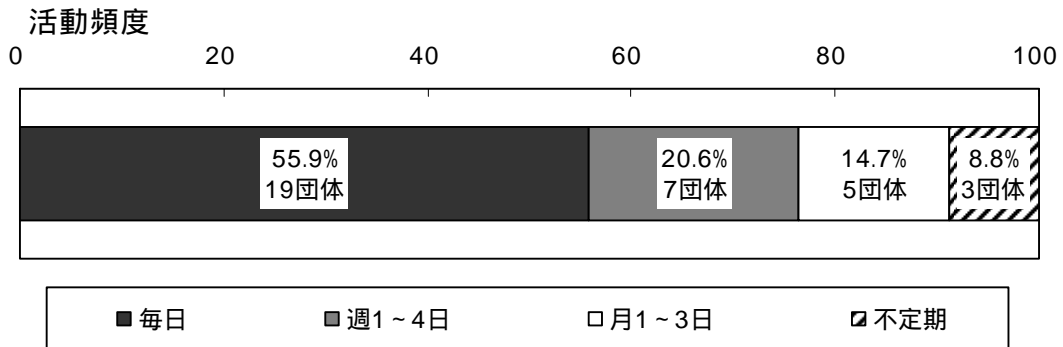
活動エリア



資料：豊田市「とよたの市民活動」(H17 回答数 34 団体)

活動頻度は「毎日」が最も多くなっています。メンバーは「20人まで」が最も多いものの、比較的分散しています。

行政との共働については、経験のある団体はまだ一部ですが、共働したいと考えている団体は約8割にのぼります。

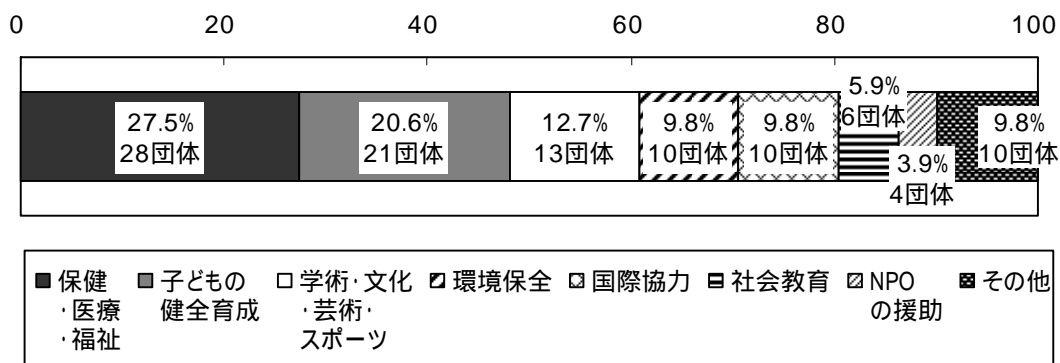


資料：豊田市「とよたの市民活動」(H17 回答数 34 団体)

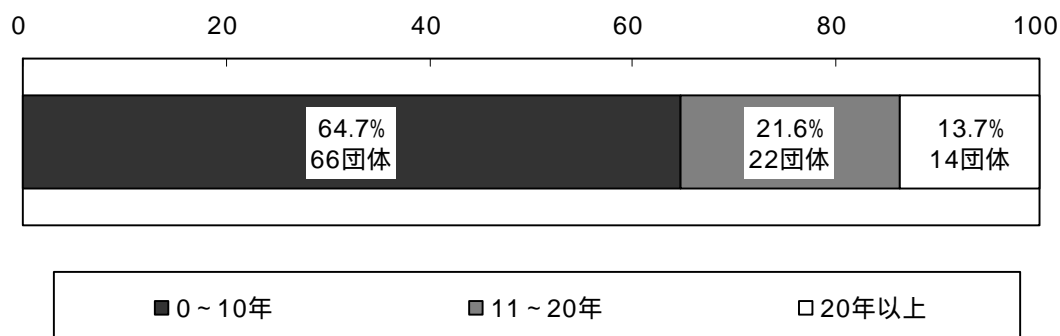
とよた市民活動センター登録団体

活動分野は「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」の割合が高く、活動年数は「0～10年」が6割を超え、立上期～発展期の新しい団体が多いといえます。

活動分野（特定非営利活動促進法の分類に基づく）



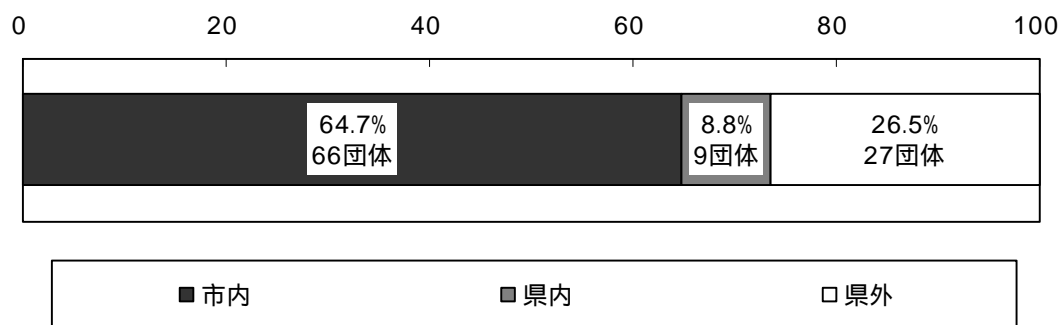
活動年数



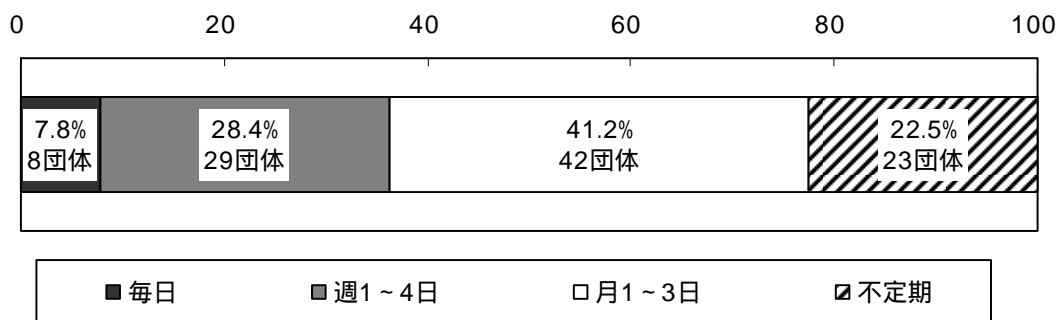
資料：豊田市「とよたの市民活動」(H17 回答数 102 団体)

活動エリアは「市内」とする団体の割合が6割を超えています。活動頻度は、「月1～3日」、メンバーは、「11～50人」が最も多くなっています。

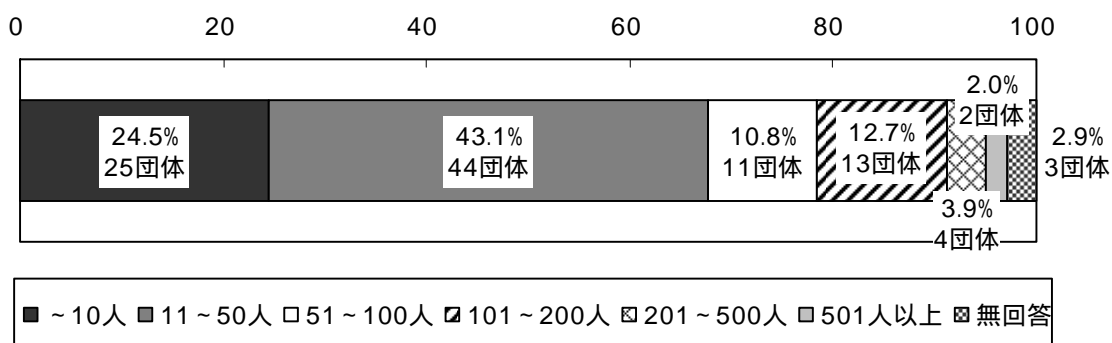
活動エリア



活動頻度



メンバーの人数



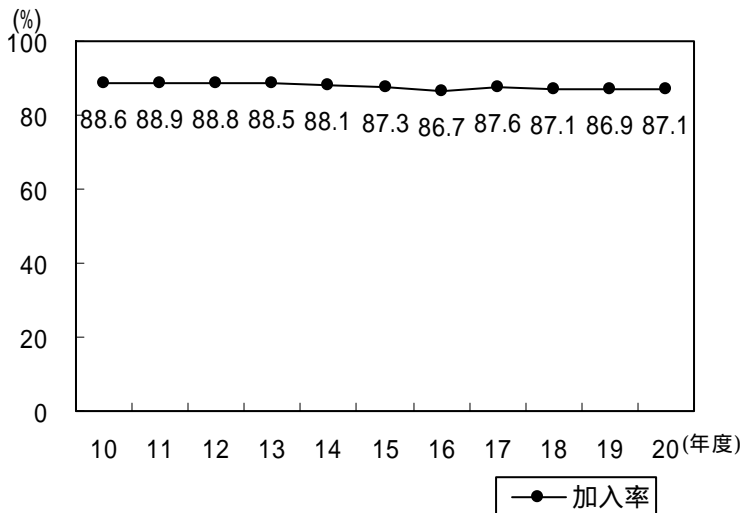
資料：豊田市「とよたの市民活動」(H17 回答数 102 団体)

自治区・コミュニティ会議

自治区は、地縁組織でつながりを持った住民の自主的な団体で、コミュニティの基礎です。その活動は古くから活発で、公益性を持った事業・活動を展開し、助け合いに満ちた住みよい地域づくりを実施しています。豊田市では現在、304自治区があり、平成20年の自治区加入率は87.1%です。

コミュニティ会議は、中学校区毎に26地区設置されています。各地区コミュニティ会議は自治区をはじめとした地域に展開する各種団体から構成し、交流館が事務局となり、住民主体で運営しています。まちづくりに携わる各種団体個別の活動が有機的に結びつけられ、広域化する様々な課題に対処しています。

自治区加入率の推移



自治区の子な活動内容

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| ・区施設の管理運営 | ・一斉清掃、環境美化 | ・敬老会など福祉活動 |
| ・防犯パトロール | ・防災訓練 | ・交通安全活動 |
| ・夏祭り、文化祭 | ・運動会、スポーツ大会 | ・広報誌発行 他 |

コミュニティ会議の子な活動内容

- | | | |
|---------|-------------|------------|
| ・連絡調整会議 | ・社会を明るくする運動 | ・愛のパトロール |
| ・介護研修会 | ・ふれあい給食サービス | ・ごみ減量の促進 |
| ・広報誌発行 | ・成人式 | ・ふれあいまつり 他 |

わくわく事業補助金助成団体

わくわく事業は、地域資源（人、自然、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む事業を支援する新しい発想の地域活動支援制度です。「わたしたちの地域は、わたしたちの手でもっと住みよくおもしろく」を合言葉に地域の皆さんが、それぞれの活動に取り組んでいます。団体からの申請を各地域会議が審査して、市が助成を行います。平成 17 年度は 137 団体、平成 18 年度は 261 団体、平成 19 年度は 234 団体の事業が採択されました。

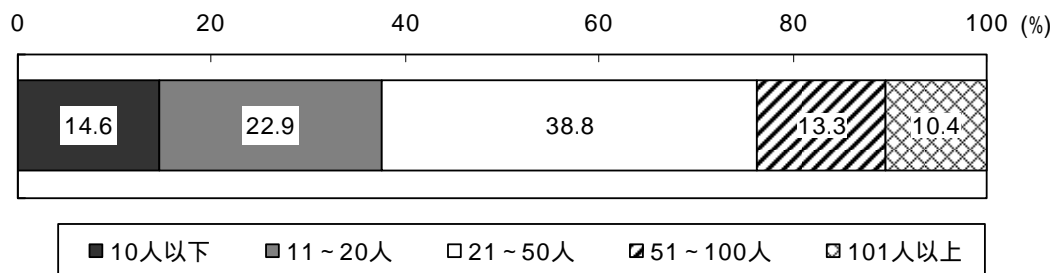
事業分野は、「地域の生活環境改善、景観づくり、自然環境保全」「地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興」が多くなっています。メンバーは、延べ 27,023 人で、「21～50 人」規模の団体が多くなっています。

事業分野

自然環境保全 景観づくり、 地域の生活環境改善、	地域の伝統、文化、郷土 芸能又はスポーツの振興	子どもの健全育成	安心 安全な地域づくり	地域の特性を生かした 産業振興	保健、医療、福祉の推進	地域づくりに有効な 助言や提案を受ける ための事業	その他個性豊かな住み よい地域社会を構築 するための事業
86	54	30	17	2	6	2	37

単位：団体数（平成 19 年度実績）

メンバーの人数



活動エリア（地域会議別）

旭	14	逢妻	12	井郷	8	下山	12	高橋	7
足助	12	朝日丘	9	石野	8	前林	12	益富	3
稲武	9	梅坪台	4	猿投	10	竜神	13	美里	0
小原	8	崇化館	8	猿投台	3	若園	7	藤岡	13
上郷	16	豊南	10	保見	7	若林	7	松平	12
末野原	10								

単位：団体数（平成 19 年度実績）

(3) 豊田市の取組

豊田市では、市政の基本原則に「共働によるまちづくり」を置き、とよた市民活動センターはもとより、様々な所属（課や支所等）で150件以上の市民活動促進関連事業を行っています。また、「豊田市市民活動促進条例」を制定し、第7次豊田市総合計画及び各種分野別計画の中で市民活動促進策を位置づけ、「共働によるまちづくり」に積極的に取り組んでいます。

主な市民活動促進関連既存事業

情報収集・情報提供

- ・ 広報とよたや市ホームページ、市民活動情報サイトなどによる情報提供

人材育成

- ・ NPOスキルアップ講座などの専門講座の開催
- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座など各種研修講座開催

活動場所、連携・交流、相談

- ・ とよた市民活動センター、キラッ とよた、eco-T、交流館など、市民活動の場の提供
- ・ 各施設での印刷機、紙折機、各種備品の利用提供
- ・ つなぎすとステーションの設置
- ・ あったかフェスタ、福祉健康フェスティバルなどの開催
- ・ 市民活動全般、NPO法人格取得の相談、専門分野に関する相談

共働

- ・ 共働事業の実施、共働事業提案制度の実施
- ・ 共働推進会議の設置、共働推進責任者・担当者の設置

社会資源、その他

- ・ わくわく事業補助金、NPOはじめの一步助成金など各種助成金制度
- ・ NPO法人に対して法人市民税の減免措置
- ・ 各分野の専門知識を持った人材の登録・活用・講師派遣、特技登録制度

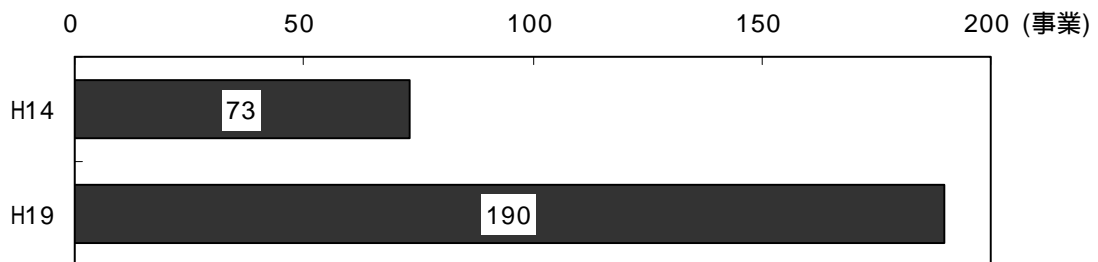
とよた市民活動センターによる支援

とよた市民活動センターは平成 13 年 10 月の開設以来、活動に必要な知識やスキルについての各種講座の開催、税務などの定期相談会、多様な活動情報を提供する広報や情報サイトの充実、団体間のネットワークづくりなどのほか、個別の相談に応じる NPO 相談員 2 名の配置や市民活動コーディネーター「つなぎすと」の養成や紹介などを通して、活動者や市民活動団体それぞれの個別の状況に合わせた活動支援を続けてきました。センター開設当時、4 団体だった NPO 法人が 7 年間で 52 団体に、センター登録団体も 185 団体に増加し、「非営利」かつ「公益的」な活動を行う市民活動団体が着実に根付いてきています。

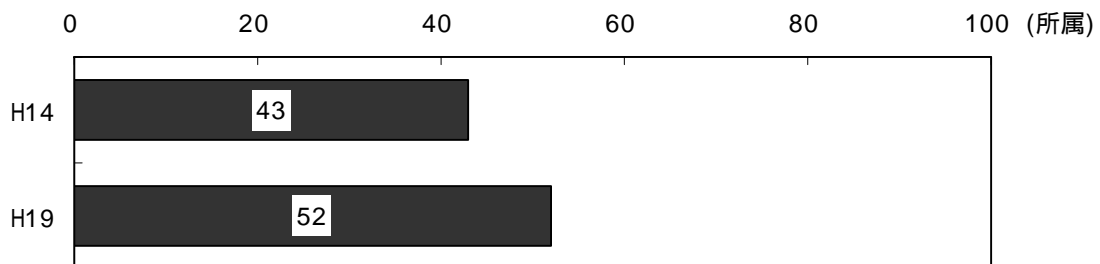
共働事業

共働事業数は、この 5 年間で 2 倍以上となり、平成 19 年度は 190 事業にのぼります。共働事業に取り組む所属（課や支所等）も増加しています。

共働事業数



共働事業実施所属（課や支所等）



資料：豊田市「平成 14 年度事業の共働実態調査報告書」、豊田市「共働推進に関する実態調査」(H19)

(4) 中間支援

中間支援とは、ヒト、モノ、カネ、情報などの資源を仲介し、各種のネットワークを促進することです。豊田市では次の中間支援組織などが活躍しており、個々の市民活動を様々な形で支援し、市民活動団体同士や、市民活動団体と市民・企業・行政などをつないでいます。

中間支援ネットワーク：とよた活動応援ネットワーク

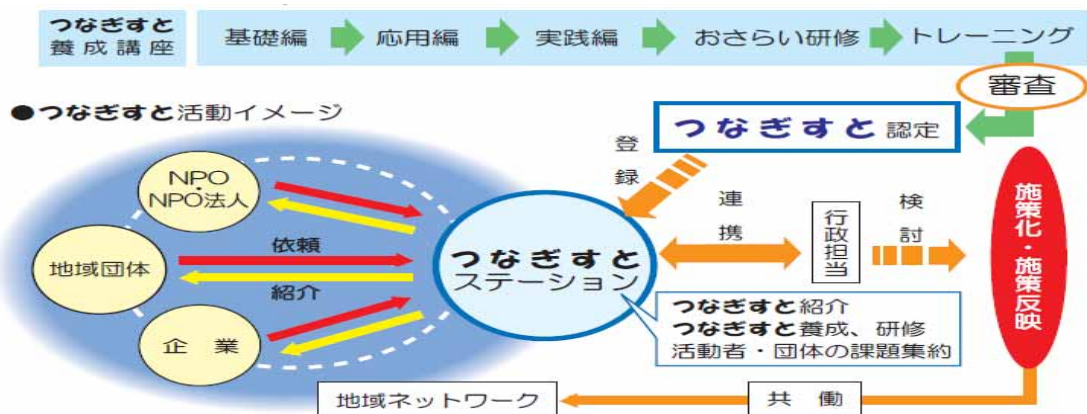
市内には、活動者を支える中間支援を業とする公的（企業も含む）機関として、（財）あすて、（財）豊田市国際交流協会、（社福）豊田市社会福祉協議会、トヨタ自動車（株）トヨタボランティアセンター、（財）豊田市文化振興財団・交流館、トヨタ紡織（株）ボランティアセンターがあり、ボランティアについての相談対応や人材育成、市民活動の支援等に取り組んでいます。平成19年に、上記機関にとよた市民活動センターを含めた「とよた活動応援ネットワーク」を設置し、市民活動促進を図るための情報交換や議論を行っています。

中間支援NPO

中間支援を主な目的としたNPOも、市民ニーズに直結した居場所づくりや、専門的な情報提供など、多彩な活動を実施しています。中間支援分野のとよた市民活動センター登録団体は8団体です。

中間支援者：つなぎすと

つなぎすとは、豊田市の活動団体相互、活動団体と行政・企業との間をつなぎ、市民活動力を高め共働を進める促進剤の役割を担う市民活動コーディネーターです。とよた市民活動センターに設置された「つなぎすとステーション」が受けた依頼に基づき、市民活動を支援します。とよた市民活動センターが開催した「第1回つなぎすと養成講座」で認定された10人が、平成20年より活躍しています。

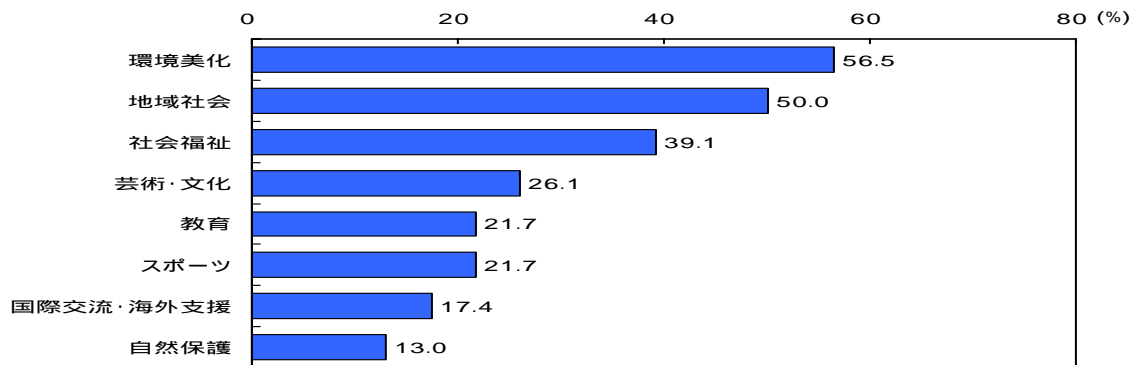


(5) 企業の社会貢献活動

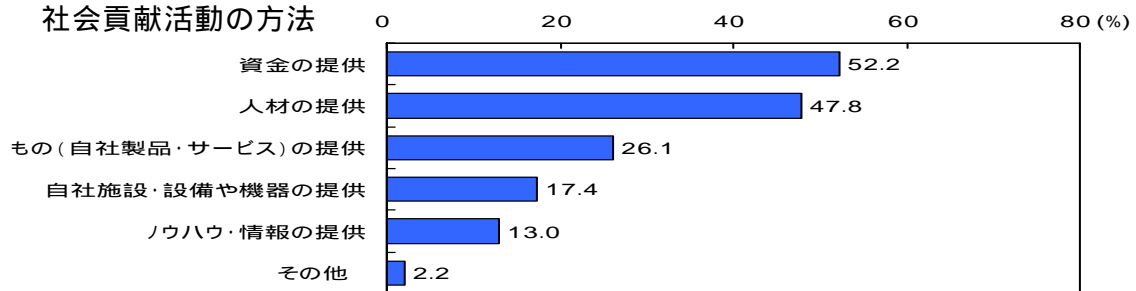
市内の企業等も社会貢献活動に取り組んでいます。活動分野は「環境美化」「地域社会」「社会福祉」、活動方法は「資金の提供」「人材の提供」などをあげる企業が多くみられます。

社会貢献活動の効果について、「地域との信頼関係が強化された」「企業のイメージアップにつながった」などがあがっています。

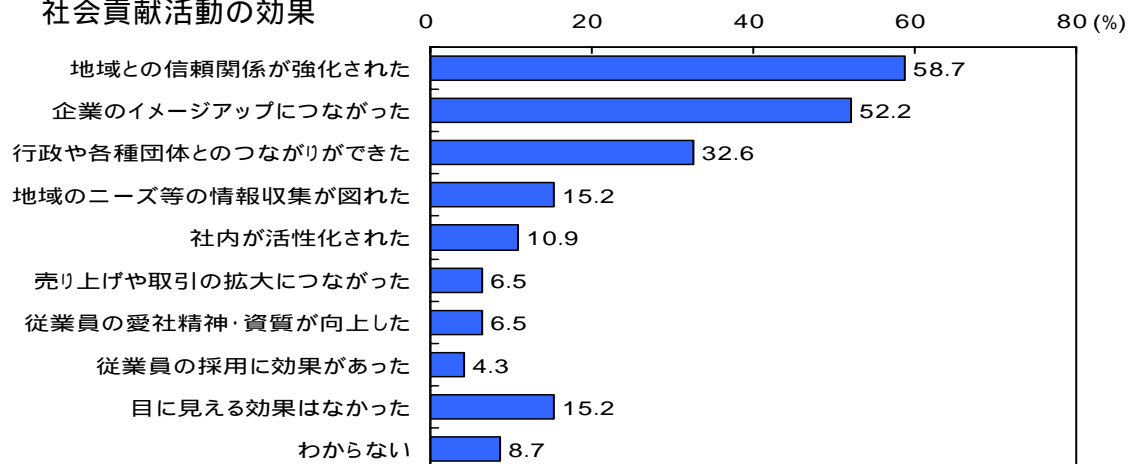
社会貢献活動の分野



社会貢献活動の方法



社会貢献活動の効果



資料：愛知県社会福祉協議会「企業の社会貢献活動とボランティア活動に関するアンケート調査報告書」(H16.3 回答数 46 法人(豊田加茂地域の企業))

注：回答 97 法人(豊田加茂地域の企業)のうち、社会貢献活動をしている 47 法人が母数

3章 市民活動の課題

市民活動全般についての課題

年々、市民活動に取り組む市民は増加し、市民活動についての情報も各種発信されています。しかし、NPO・ボランティア活動に関わる市民は依然として一部にとどまり、自治区・コミュニティ会議等の地域活動も人材が不足しています。新しい人材、特に子どもたちや20～40代の若い世代に活動が広がらず、市民活動団体内の世代交代ができないことも課題となっています。地域活動とNPO・ボランティア活動が、それぞれの特質を活かしながら連携をとり、地域の課題を一緒に考え解決できるようになることも重要です。

また、設立年数が10年以内の市民活動団体が多いため、情報収集・共有や人材育成、事業実施など立上期～発展期特有の課題を持つ市民活動団体が多いといえます。立上期から発展期、そして安定期へスムーズに移行できるよう、それぞれの活動段階に合わせた支援策が必要です。

また市民活動促進体制については、豊田市にある豊富な支援メニューを活用し、市民活動促進委員会などの市民や専門家の意見に基づき、行政各課、各種中間支援組織、企業と連携をとりながら、総合的にノウハウの充実や持続的な支援体制づくりを行う必要があります。

1 情報収集、情報共有についての課題

行政、中間支援組織等が市民活動の楽しさや意義を広く市民にPRし、また、市民活動団体が独自のアピールを行っていますが、メディアが限られていたり、情報発信に関するノウハウが市民活動団体等に不足しており、情報が市民に十分伝わっていないというのが現状です。より多くの市民に情報を届けるためには、マスコミや口コミなど第三者による活動PRが必要です。「市民活動の情報が市民に伝わる」ようにするため、市民活動の意義や市民活動団体の思いを大切にしながら、情報の受信者に合わせたメディアや口コミの活用が望まれます。

また、市民活動団体にとって必要な情報の収集については、インターネットをはじめ様々な情報が氾濫しているため効率的な情報収集ができない、あるいは市民活動団体にとって必要な情報を行政など情報発信者が整理できていないことが課題です。

2 市民と行政職員の人材育成についての課題

市民と行政職員の間、認識の違いがあったままでは「共働によるまちづくり」は進みません。お互いの情報を共有し、信頼関係を構築して共に育ち合うしくみが必要です。職員は、事業の目的を実現するために、縦割りではなく横断的な考え方、事業の質を高める視点を身につけることが期待されます。また共働への前向きな取り組みや市民活動団体への理解などが必要です。市民・市民活動団体も、意識の醸成・活動のスキルアップを図ることが大切です。そのためには、多様な人との関わりや、積極的に研鑽を図っていくことが重要になります。

このため、とよた市民活動センター等によるボランティアやリーダーの養成、専門知識を持つ人材の育成など、スキルアップのための研修・講座等の継続実施が必要です。

3 市民活動の拠点としての場についての課題

豊田市には市民活動の拠点となる公共施設が分野・地域毎に整備されています。しかし、様々な利用規制や施設管理者の市民活動に対する理解のばらつきなど、施設を有効活用する上での課題もあります。

施設提供としての「場」の存在以上に大切なのが連携・交流・相談の部分です。市民活動団体同士、NPOと自治区、学校・地域・行政など様々な主体が連携・交流できる場の提供や、相談・コーディネートできる人材の配置などの必要性は、活動が成熟する上でますます高まっています。

また、拠点同士の連携があまり進んでいないため、情報が一元化できておらず、どの施設が相談窓口として適切かということも市民にはわかりづらくなっています。

4 共働事業についての課題

市民・行政共に共働事業実施に向けての意欲があり、年々共働事業は増加しています。しかしながら、既存の共働事業について共働の成果や課題が検証されていないことや、効果的な共働事業を生み出す基盤となる市民活動団体と行政の相互理解が十分とは言えないなどの課題があります。

今後共働事業数や事業成果を高めていくためには、市民活動団体と行政の相互理解を深める出会いの場・協議の場を設けること、共働事業を公正な手続きと情報公開のもとに行い、事業成果を検証し、それをふまえて市民・行政双方が改善していくこと、さらに、ノウハウの蓄積と情報発信などの視点が必要です。

そのきっかけづくりとして、平成20年度より共働事業提案制度を開始しましたが、市民がより提案しやすい制度に随時改善していくことが重要です。

5 社会資源、特に資金についての課題

豊田市においては、「はじめの一步助成金」などの各種助成金制度がありますが、市民活動を支える資金・資源のあり方について現況を把握した上で、再度検討する必要があります。また、現行制度をわかりやすく伝えたり、市民活動団体に応じて各種助成制度をコーディネートすることが必要です。

また、各種助成や会費だけではなく、収益事業や寄附の獲得など市民活動団体の資金調達力を高める必要があります。

社会資源のうち、人材については、多様な人材が活躍できる環境づくりにも取り組む必要があります。

4章 市民活動の将来ビジョン

(1) 将来ビジョン

まちづくり基本条例では豊田市の自治の基本理念を「子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すこと」としています。これに基づき、市民活動の将来ビジョンを次のように定めます。

市民活動が市民の共感・応援・参加を得ることでさらに活発になり、
地域やNPO、行政が共に考え行動することで、
地域の特色を活かした住みよい豊田市をつくります

(2) 市民活動促進のための役割

市民活動促進条例において、市民、市民活動団体、市は次の役割が期待されています。

市民

市民活動への理解を深め、その活動の発展を支援するよう努めます

市民活動団体

市民活動の社会的意義をふまえて活動します。また、市民活動が広く市民に理解されるよう努めます

市

市民活動が活発に行われる環境づくりに努めます

(3) 市民活動促進の基本理念

市、市民及び市民活動団体は、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って相互理解を深めるとともに、情報を共有するよう努めることで、市民活動の輪を広げ、公共性を育みます

市民活動とは、営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動のことです。

市民活動促進条例では、市民活動促進の基本理念を「市、市民及び市民活動団体は、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って相互理解を深めるとともに、情報を共有するよう努めるものとする」としています。

市民活動促進計画では、「市民活動の輪を広げ、公共性を育みます」を加え、市民活動促進の基本理念とします。

(4) 基本方針

将来ビジョンの実現に向け、次の5つの基本方針に基づき、市民活動促進のための取組を実施します。

- | | |
|------|---|
| 方針 1 | 市民活動への共感・応援・参加をうながすために
市民活動の情報を伝え、共有します |
| 方針 2 | 市民と行政職員が共に考え行動するために
市民と行政職員が育ち合う機会をつくります |
| 方針 3 | 活動の場が相談やネットワークにつながるために
市民活動の拠点としての場を充実します |
| 方針 4 | 市民と行政が課題を共有し、解決策を見出すために
共働事業を共に考え、実施します |
| 方針 5 | 市民活動が継続・発展し、支援・理解者をふやすために
社会資源を生み出すしくみをつくります |

5章 市民活動促進のための取組

方針 1 市民活動への共感・応援・参加をうながすために 市民活動の情報を伝え、共有します

市民活動を実践している人、関心はあるがなかなか実践できない人、関心が低い人では、それぞれ必要な情報が異なります。同じことを伝える場合でも、媒体や表現方法を工夫し、受け取る側が魅力を感じるように配慮する必要があります。同時に、現在、市民活動を行っている人たちが元気になり、活動者の思いや活動成果を正確にわかりやすく伝えることが必要です。

広報とよたやひまわりネットワーク「とよたNOW」、とよた市民活動センターの広報誌「つなぐ」などのさらなる活用を行います。また、とよた市民活動情報サイトは、とよた市民活動センター・豊田市社会福祉協議会・あすでの3者で運営している強みを生かし、豊田市の市民活動に関する様々な情報を利用しやすく整理した上で提供し、企業との情報連携にも努めます。

また、チラシ、タウン誌、ガイドブック、イベント、口コミの場づくりなど、情報を発信する人・受け取る人の関心や目的をふまえて、多様な方法が活用できる環境をつくりまします。

1. 重点事業

専門的な技量を持つ情報発信チームの設置

情報を受け取る側・発信する側双方を考慮し、適切な媒体を利用した的確な情報を提供する、専門的な技量を持つ市民が集まった「情報発信チーム」をつくりまします。さらに、市民活動団体自身の広報力アップなどの支援も行います。

市民の日常生活に身近で、深い関わりのある紙媒体（広報とよた、広報誌つなぐ、タウン誌や地方紙等）、さらにひまわりネットワーク、ラジオラビースト、インターネットなどを総合的に活用し、戦略的に市民活動をPRしていきまします。

市民参加型イベントでのPR

とよた産業フェスタやオールトヨタビッグホリデイなど、多くの市民が参加するイベントで市民活動のPRを行います。

直接情報交換できる「口コミの場」づくり

活動者自身が直接思いを伝えられる「口コミ」は、メディアの活用と並んで重要な情報伝達ツールです。活動のきっかけづくりやネットワークづくりなど市民活動を活発にする上で口コミは最も効果を発揮します。

市民活動団体や市民が情報交換、意見交換できる場や、お互いが直接語り合える機会をつくります。

市民活動団体の情報発信力の向上支援

広報戦略やチラシの作り方など広報スキルを向上するための講座を開催します。また、個別団体への技術支援も行います。

市民活動団体紹介ガイドブックの作成

豊田市の市民活動団体の理念などを紹介する「市民活動団体紹介ガイドブック」を作成します。

【事業計画】

事業内容	年度	21年度	22年度	23年度	24年度
情報発信 チーム設置	市民活動センター	検討	実施		
イベント参加	市民活動センター		実施		
口コミの場づくり	市民活動センター、 交流館、各課	実施			
発信力向上 支援	市民活動センター	実施			
ガイドブック 作成	市民活動センター		検討	実施	

2. 主な関連事業

事業名	内容	担当
市広報の活用	広報とよた、市ホームページ、ひまわりネットワーク、ラジオラビート、報道機関配布資料など市の広報により、市民活動の情報を提供しています。	広報課、情報システム課
とよた市民活動情報サイト	豊田市の様々な市民活動情報を集約し、イベント、ボランティア募集、とよた市民活動センターの施設利用等をホームページで情報提供しています。携帯電話からも見ることができます。	市民活動センター、市社会福祉協議会、あすて
広報誌「つなぐ」	とよた市民活動センターの事業、市民活動団体の情報、イベントなどを、わかりやすく市民に提供する広報誌を発行しています。	市民活動センター
様々な分野別の広報の活用	各課、各施設の広報誌、ホームページ、チラシなどを利用して、市民活動に関するイベントや市民活動団体の紹介などを行っています。	各課

方針 2

市民と行政職員が共に考え行動するために

市民と行政職員が育ち合う機会をつくります

市民活動を支える基礎は、それを担う人材です。市民の関心やニーズに応じて、市民活動について様々な学習や活動の機会を提供するとともに、活動の充実に向けて支援を行います。

とよた市民活動センターや行政各課が実施している研修や各種養成講座などをさらに充実し、市民活動や専門知識についての学習機会を提供します。

また、市民と行政職員が、共に考え行動できるようになるために、職員を対象とした職場研修などに加え、市民と職員が共に参加する研修や、職員が市民活動を経験する研修など、育ち合う機会づくりに取り組みます。

1. 重点事業

市民と行政職員が共に参加する研修の実施

研修講師を市民活動団体の代表者など市民に依頼する、あるいは市民と職員の意見交換会の開催や市民活動団体見学ツアーなど、市民と職員と一緒に参加し、学び合う機会をつくります。

市民活動研修の実施

職員と市民活動団体が具体的な活動の中で学び合っていく機会をつくるために、職員が市民活動を経験する研修や、研修後の報告会を実施します。

このような研修を通じて職員が市民活動の現場を知り、市民の視点に立って物事を考えられる人材になることや、人的交流による市民活動団体とのネットワークづくりを目指します。

【事業計画】

事業内容	年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		共に参加する研修	実施		
市民活動研修	共働推進課、人事課	検討	一部実施	実施	

2. 主な関連事業

事業名	内容	担当
市民講座	一般市民を対象に、NPO・ボランティア活動に関するの理解を広げる講座を開催しています。	市民活動センター
スキルアップ講座	市民活動を行い、団体を運営していく上で必要な知識・技量などを取得する講座を開催しています。	市民活動センター
つなぎすと養成講座	市民活動コーディネーター「つなぎすと」を養成する講座を行っています。	市民活動センター
出前講座	自主的な学習を支援し、仲間づくりや地域づくりを応援するため、市の職員や社会福祉協議会などの職員を講師として派遣しています。	生涯学習課、各課
職員研修	共働によるまちづくりや、市民活動について学ぶ研修会を開催し、職員の資質向上を図っています。	人事課、共働推進課
各種養成講座の開催	ヘルスサポートリーダー養成講座や、動物愛護ボランティア養成講座など、多様な養成講座を開催しています。	各課

方針 3

活動の場が相談やネットワークにつながるために 市民活動の拠点としての場を充実します

市民活動団体にとって、無料もしくは安価に身近なところで利用できる公共施設は活動の場として不可欠です。また、公共施設を市民活動にとって有効な拠点とするためには、単に貸し出すだけでなく、活動が広がったり、深まったりするための支援機能が必要です。

このため、とよた市民活動センターなどの公共施設をさらに充実し、専門的な活動や相談に対応したり、拠点同士の連携・ネットワークを促します。また、地域に身近な交流館や支所における、連携・交流・相談の場づくりに取り組みます。

1. 重点事業

各拠点における相談対応・コーディネーターの充実・連携

とよた市民活動センターはNPO相談員や職員、交流館は交流館職員、支所は地域振興担当職員などがそれぞれの場でコーディネーターとして活躍しています。また、とよた市民活動センターでは、市民活動コーディネーター「つなぎすと」の養成・認定を行い、つなぎすとによる市民活動支援を行っています。

それぞれの「場」のコーディネーターとつなぎすとがつながり、豊田市全体の市民活動についての相談・コーディネート力の向上を図ります。

既存施設の充実

市民が自由に使え、楽しく交流できる、交流スペース・フリースペースの確保・拡充を検討します。

情報コーナーの充実

豊田市内の市民活動団体の様々な活動情報や、行政の市民活動支援情報を提供できるように、とよた市民活動センターや交流館の情報コーナーを充実します。

団体間の連携・交流の場の提供

とよた市民活動センターなどでのフリーマーケットやバザー開催など、市民活動団体独自で資金を確保し、様々な団体同士の交流や情報交換のきっかけとなる場を提供します。

【事業計画】

事業内容		年度			
		21年度	22年度	23年度	24年度
コーディネーター充実連携	市民活動センター、支所、交流館	実施			
既存施設充実	市民活動センター	検討	検討	実施	
情報コーナー充実	市民活動センター、交流館	実施			
連携・交流の場の提供	市民活動センター、交流館、eco-Tなど	実施			

2. 主な関連事業

事業名	内容	担当
とよた市民活動センターの運営	市民や市民活動団体の声を聞き、とよた市民活動センター運営協議会で議論しながら、利用者から喜ばれる活動の場を提供しています。	市民活動センター
とよた市民活動センター登録団体への支援	とよた市民活動センター登録団体に、無料で会議室・活動室・作業室を提供するとともに、ホール・研修室の利用料の減免を行っています。また、メールボックス、貸しロッカー、保管棚を希望の団体に提供しています。	市民活動センター
つなぎすとステーション	つなぎすとの市民活動団体などへの応援活動を行う拠点として、「つなぎすとステーション」を設置しています。	市民活動センター
公共施設の貸し出し	交流館、コミュニティセンターをはじめ、公共施設の貸し出しを行い、市民活動の場を提供しています。また、各施設の設置目的をふまえた規約等をもとに、利用料の減免を行っています。	各課
とよた活動応援ネットワーク	市民活動の中間支援を業とする公的(企業も含む)機関をネットワークし、相互連携・情報交換・協議を行っています。	市民活動センターほか
市民活動相談	NPO 相談員を設置し、市民活動に関する相談、NPO 法人の認証手続きに関する相談など、市民・市民活動団体の相談対応を行っています。	市民活動センター
NPO 特別相談会	市民活動団体向けに、事業・組織・資金等の運営ノウハウに関する講座や、個別の相談に応じる相談会を開催しています。	市民活動センター
各種相談	市役所、市内の各分野の公共施設などで、市民や市民活動団体の相談対応を行っています	各課
交流イベントの開催	あったかフェスタ、キラッ とよたまつり、福祉健康フェスティバルなど市民への市民活動啓発、市民活動団体同士が交流できるイベント等を開催しています。	各課
とよた市民活動センター情報コーナー	登録団体のチラシ、機関誌などの設置スペース、書籍などの資料収集と公開、貸し出しなど、市民活動の情報を提供しています。	市民活動センター

方針 4

市民と行政が課題を共有し、解決策を見出すために 共働事業を共に考え、実施します

市民と行政が、共通理解のもとに、相互に課題を共有しながら取り組む、多様な共働の機会づくりに取り組みます。

そのため、平成 20 年度から実施している共働事業提案制度の改善に加え、制度に限らず市民目線のアイデア・提案から、市民と行政が共に考え、事業化につなげていくためのしくみづくりを目指します。

1. 重点事業

共働事業提案制度の評価・改善

平成 20 年度から実施している共働事業提案制度についても評価を実施し、より市民の立場に立ったシステムに改良していきます。例えば、テーマ設定の段階で市民と行政の協議の場を設定し、課題を共通認識するなど、よりよい制度づくりを目指します。

常時共働事業を提案できるしくみづくり

通年で市民活動団体や市民から共働事業のアイデア、提案を受け付けて、事業化に向けて検討するしくみをつくります。庁内体制や受付の流れをわかりやすく伝え、共働推進課・とよた市民活動センターが市民活動団体を支援します。また、企画書の書き方、プレゼンの方法などスキルアップ講座を定期的実施します。

【事業計画】

事業内容		年度			
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
共働事業提案 制度の改善	共働推進課	改善 ・実施			
常時共働提案	共働推進課	検討	実施		

2. 主な関連事業

事業名	内容	担当
共働事業の実施	委託、共催など、多様な制度やしくみを活用して、市民活動団体と行政の各種共働事業を実施しています。	各課
共働事業提案制度	行政からの募集テーマに対する、行政と共に取り組む市民活動団体からの共働事業提案を募集し、評価・協議を経て、募集次年度に事業を実施しています。	共働推進課 ・各課
共働推進責任者・担当者の設置	共働推進責任者（調整監等）、共働推進担当者（係長級職員）を各部局・各支所に配置し、全庁的に共働を推進しています。 また、共働推進担当者を対象に、スキルアップ研修を実施しています。	共働推進課
共働推進会議の設置	共働推進会議は、共働推進責任者（調整監等）により構成され、庁内における共働推進についての協議及び調整を行っています。	共働推進課

方針 5

市民活動が継続・発展し、支援・理解者をふやすために 社会資源を生み出すしくみをつくります

市民活動には、多くの人からの協力を得ること、専属で取り組む人材を確保すること、機材・設備・事務所の利用など、活動資金や物資・人材など社会資源の確保が不可欠です。

市民活動団体が様々な社会資源を獲得しやすい環境をつくり、より効果的な活用を可能にするため、助成金などの情報の一元化推進、助成制度の改善、寄附文化の醸成などに取り組みます。

1. 重点事業

補助金・助成金など助成情報の一元化

市をはじめ、県、国、そして企業・財団等による様々な助成制度があります。これらの情報を整理し、とよた市民活動センターがわかりやすく情報提供します。

助成制度の改善検討

はじめの一步助成金制度を改善し、多様な市民活動の発展段階に対応した助成制度を検討します。

また、市から市民活動団体への委託費・補助金等の支払いについては、市民活動団体の資金計画を考慮し、前金払いや概算払いを行うなど安定的な事業運営の環境を整えます。

寄附制度や融資制度の検討

市民活動を市民や企業が支えるしくみづくりが必要です。資金や物品の寄附が活発になり、市民活動団体を支援できるしくみを検討していきます。

また、市民活動団体の財政状況を把握し、適切な融資制度を検討します。

【事業計画】

事業内容	年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		助成情報一元化	市民活動センター	実施	
助成制度改善 検討	市民活動センター	調査	検討	実施	
寄附・融資制度検討	市民活動センター など	調査	検討	実施	

2. 主な関連事業

事業名	内容	担当
はじめの一步 助成金	NPO活動を始めようとする団体、経営基盤の弱い既存の団体を対象にした助成です。公開審査会での審査、活動の助言、成果発表会など、団体の成長の機会を提供しています。	市民活動センター
わくわく事業 補助金	地域資源を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する地域活動支援制度です。団体からの申請を各地域会議が審査し、市長が補助金額を決定しています。	自治振興課・支所
法人市民税 均等割 減免措置	特定非営利活動法人は法人市民税を減免措置。(ただし、豊田市市税減免規則の規定に該当する場合に限りです)	市民税課
多様な 市民活動への 助成	自治区、自主防災組織、地区総合型スポーツクラブ、子育てサークル、文化団体など、各種助成制度に基づき、市民の公益的な活動に助成を行っています。	各課
多様な 市民活動への 物品の支給	自主防犯活動団体、美化活動団体、森林や湿地など身近な自然回復・整備を進める市民活動団体等に、活動に必要な物品を支給しています。	各課
人材の登録・ 活用・派遣	各種養成講座修了者や市民活動の各分野について専門知識を持った人材を各課で登録・活用し、講師等として派遣しています。	各課
特技登録制度	自分の特技を活かしたい高齢者と、特技を必要とする方の双方の登録を募り、シニア世代の“技”や“知恵”を市民活動に活かしています。	ヤングオールド・サポートセンター
つなぎすと 事業	つなぎすとカフェなどの対話事業や、市民活動団体の個別相談、市民活動団体と行政の対等な関係における共働をサポートし、公共的つながりをつくれます。	市民活動センター

重点事業まとめ

事業内容		年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1(情報) - 情報発信チーム設置	市民活動センター		検討	実施		
1(情報) - イベント参加	市民活動センター			実施		
1(情報) - 口コミの場づくり	市民活動センター、 交流館、各課		実施			
1(情報) - 発信力向上支援	市民活動センター		実施			
1(情報) - ガイドブック作成	市民活動センター			検討	実施	
2(人材) - 共に参加する研修	共働推進課、 人事課		実施			
2(人材) - 市民活動研修	共働推進課、 人事課		検討	一部 実施	実施	
3(場) - コーディネーター充実連携	市民活動センター、 支所、交流館		実施			
3(場) - 既存施設充実	市民活動センター		検討	検討	実施	
3(場) - 情報コーナー充実	市民活動センター、 交流館		実施			
3(場) - 連携・交流の場の提供	市民活動センター、 交流館、eco-T など		実施			
4(共働) - 共働事業提案制度の改善	共働推進課		改善 ・実施			
4(共働) - 常時共働提案	共働推進課		検討	実施		

事業内容		年度			
		21年度	22年度	23年度	24年度
5(社会資源) - 助成情報一元化	市民活動センター	実施			
5(社会資源) - 助成制度改善検討	市民活動センター	調査	検討	実施	
5(社会資源) - 寄附・融資制度検討	市民活動センター など	調査	検討	実施	

6章 市民活動促進のための推進体制

市民活動促進計画の内容を着実に実行するため、庁内推進体制及び市民活動促進委員会により計画を推進します。また、市内の様々な機関・団体との連携や機能分担により、豊田市の市民活動を促進します。

市民活動促進委員会

市民活動促進委員会は、市民活動団体関係者・学識経験者・公募市民により構成されます。市民活動の促進及び共働の推進のために必要な事項や、市民活動促進計画の実施について、調査・審議・提言・評価を行います。

共働推進課・とよた市民活動センター

共働推進課は、「共働によるまちづくり」を全庁的に推進するため、庁内の共働推進体制の整備や、職員研修及び共働事業提案制度の運営などを行います。

とよた市民活動センターは、市民活動支援の拠点として、市の様々な市民活動情報を収集・整理・発信するとともに、市民活動団体の育成、市民活動団体・中間支援組織・行政などのネットワーク、市民と行政のパートナーシップを促進する環境づくりなどの機能を担います。市民・市民活動団体・市民活動団体と連携したいと考える機関のよき相談相手として、豊田市の市民活動支援の核となります。

共働推進会議、共働推進責任者・共働推進担当者

市民と行政の共働を推進するための全庁的な組織です。

共働推進会議は、共働推進責任者（調整監等）により構成され、庁内における共働推進についての協議及び調整を行います。

また、共働推進担当者（係長級職員）を各部局・各支所に配置し、各部局における共働を推進します。

行政各部局・職員

各部局では、市民活動や共働に関する研修や意見交換会などへの参加により、職員の市民活動に対する意識改革を進めます。また、市民活動促進の施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境整備を進めます。

とよた活動応援ネットワーク

市民活動の中間支援を業とする公的(企業も含む)機関のネットワークとして、(財)あすて、(財)豊田市国際交流協会、(社福)豊田市社会福祉協議会、トヨタ自動車(株)(財)豊田市文化振興財団・交流館、とよた市民活動センター、トヨタ紡織(株)により構成しています。相互に連携・情報交換・協議を行いながら、中間支援機能を充実させ、各機関において市民活動促進策に取り組みます。

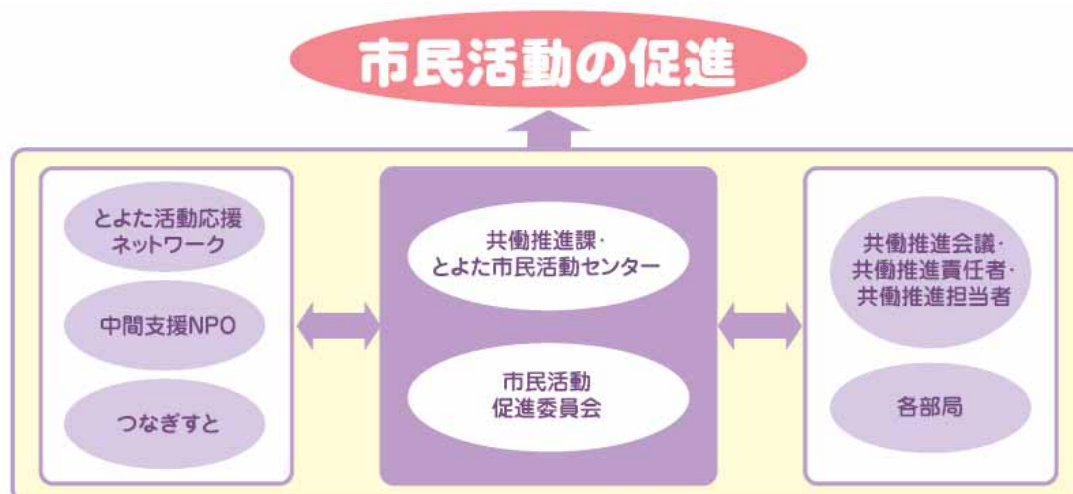
中間支援 NPO

中間支援を主な目的としたNPOも、市民ニーズに直結した居場所づくりや、専門的な情報提供など、多彩な活動を実施し、市民活動を支援します。

つなぎすと

「つなぎすと」は、豊田市の活動団体相互、活動団体と行政・企業との間をつなぎ、市民活動力を高め共働を進める促進剤の役割を担う市民活動コーディネーターです。とよた市民活動センターに設置された「つなぎすとステーション」が受けた依頼に基づき、市民活動を支援します。

推進体制図



資料編

(1) 市民活動促進計画策定経緯

策定メンバー

氏名	所属等
【会長】 伊藤 雅春 <small>いとう まさはる</small>	愛知学泉大学コミュニティ政策学部 教授(まちづくり分野)
【副会長】 新谷 千晶 <small>しんたに ちあき</small>	特定非営利活動法人あいちNPO市民ネットワークセンター 理事長 (中間支援分野)
安藤 修史 <small>あんどう しゅうじ</small>	平成19年度 豊田市区長会 理事(まちづくり分野・地域活動)
神谷 融子 <small>かみや ゆうこ</small>	eco-T インタープリター(環境分野)
柴田 剛 <small>しばた つよし</small>	平成20年度 豊田市区長会 理事(まちづくり分野・地域活動)
代田 正晴 <small>しろた まさはる</small>	つなぎすと(中間支援分野)
高桑 俊康 <small>たかくわ としやす</small>	豊田災害ボランティア会議 代表(災害救援活動分野)
立川 恭一 <small>たちかわ きょういち</small>	豊田市ボランティア連絡協議会 副会長(中間支援分野)
谷口 功 <small>たにくち いさお</small>	愛知学泉大学コミュニティ政策学部 専任講師 (まちづくり分野、及び保健、福祉、医療分野)
谷澤 雄樹 <small>たにざわ ゆうき</small>	福祉系市民活動者 障がい分野(保健、福祉、医療分野)
豊岡 三雄 <small>とよおか みつお</small>	特定非営利活動法人 美里スポーツクラブ 理事 (学術、文化、芸術、スポーツ分野)
長谷 由香 <small>ながたに ゆか</small>	自立生活センター ユートピア若宮の会 代表 (保健、福祉、医療分野)
西田 泰子 <small>にしだ やすこ</small>	特定非営利活動法人 ナースリーハウス 代表理事(子ども分野)
林 敏秀 <small>はやし としひで</small>	火真和鈴 相談役(まちづくり分野) *平成20年3月まで委員就任
三島知斗世 <small>みしま ちとせ</small>	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ 調査研究部長 (中間支援分野)
藪下 順子 <small>やぶした よりこ</small>	足助レディースパトロールセキュリティ隊 隊長(地域安全活動分野)
吉川 暁美 <small>よしかわ あけみ</small>	豊田市国際交流協会ボランティアグループ ほづみ会 副代表 (国際分野)

委員会での検討経過

回	月日	内容
1	平成 19 年 10 月 15 日(月)	とよたの市民活動の現状を理解する
2	平成 19 年 11 月 26 日(月)	とよたの市民活動促進の課題を把握する
3	平成 19 年 12 月 18 日(火)	とよたの市民活動促進の課題を把握する
4	平成 20 年 1 月 28 日(月)	とよたの市民活動促進の施策を検討する
5	平成 20 年 2 月 25 日(月)	とよたの市民活動促進の施策を検討する
6	平成 20 年 3 月 17 日(月)	とよたの市民活動の将来ビジョンを考える
7	平成 20 年 4 月 10 日(木)	テーマ 「市民活動の情報をいかに伝え、何を共有するか」の具体的検討
8	平成 20 年 5 月 7 日(水)	分科会に分かれてテーマ別に検討 テーマ 「市民と行政職員が育ち合う機会」 テーマ 「市民活動の拠点としての場のづくり方と役割」 テーマ 「共働事業を共働で考えるしくみ」 テーマ 「社会資源を生み出す方法」
9	平成 20 年 6 月 4 日(水)	分科会に分かれてテーマ 、テーマ の検討
	平成 20 年 6 月	テーマ について分科会で検討
10	平成 20 年 7 月 2 日(水)	テーマ について全体協議 分科会に分かれてテーマ 、テーマ の検討
	平成 20 年 7 月	テーマ 、 、 について分科会で検討
11	平成 20 年 8 月 6 日(水)	全体協議
12	平成 20 年 9 月 3 日(水)	全体協議
13	平成 20 年 10 月 15 日(水)	全体協議
	平成 20 年 10 月～11 月	計画(案)についての意見交換会開催
14	平成 20 年 12 月 10 日(水)	全体協議



第 1 回委員会



グループに分かれて協議

意見交換会

市民活動促進計画（案）の説明及び意見交換会を実施しました。

開催日	会議名	参加委員
平成 20 年 10 月 16 日(木)	とよた活動応援ネットワーク会議	高桑
平成 20 年 10 月 22 日(水)	つなぎすとミーティング	新谷・代田
平成 20 年 10 月 29 日(水)	豊田市ボランティア連絡協議会	立川・吉川
平成 20 年 10 月 29 日(水)	支所地域振興担当者会議	
平成 20 年 10 月 30 日(木)	区長会四役会議	
平成 20 年 11 月 5 日(水)	区長会定例役員会議	柴田
平成 20 年 11 月 5 日(水)	交流館主任主事会	
平成 20 年 11 月 7 日(金)	市民活動促進計画（案）意見交換会 (活動センター登録団体・連協団体・市民)	新谷・代田・高桑 立川・豊岡・藪下
平成 20 年 11 月 10 日(月)	センター運営協議会	高桑・立川
平成 20 年 11 月 16 日(日)	市民活動促進計画（案）意見交換会 (活動センター登録団体・連協団体・市民)	新谷・西田
平成 20 年 11 月 19 日(水)	交流館館長会	
平成 20 年 12 月 4 日(木)	共働推進会議	

市民活動促進計画（案）意見交換会の概要

日 時：平成 20 年 11 月 7 日（金）19:00～21:00

平成 20 年 11 月 16 日（日）14:00～16:00

場 所：とよた市民活動センター

参加者：7 日 54 名、16 日 44 名

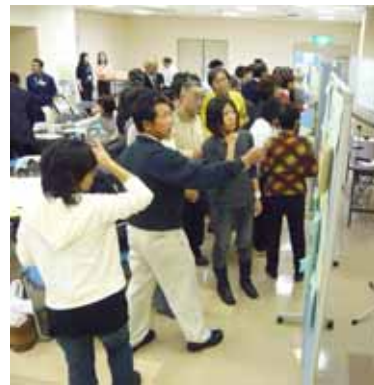
内 容： 市民活動促進計画（案）の説明

5 つの方針毎にグループをつくり意見交換

重要な意見に参加者が投票



意見交換の様子



投票の様子

(2) 関連条例

豊田市市民活動促進条例

平成 18 年 12 月 27 日
条例第 79 号

(目的)

第 1 条 この条例は、豊田市まちづくり基本条例(平成 17 年条例第 92 号)の規定に基づき、市民活動の促進に関する基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動の促進を図り、もって共働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 市民活動 営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民活動の促進に当たっては、市、市民及び市民活動団体は、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って相互理解を深めるとともに、情報を共有するよう努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めなければならない。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第 6 条 市民活動団体は、その活動の有する社会的意義を認識して市民活動を行うとと

もに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、市民活動を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び提供並びに相談
- (2) 人材の育成等
- (3) 活動場所の整備
- (4) 市、市民及び市民活動団体の連携及び交流
- (5) 市が行う事業への市民活動団体の参入機会の提供
- (6) 財政的支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を促進するために必要な施策

2 市は、前項の施策を実施するため、必要な組織体制を整備するものとする。

(豊田市市民活動促進委員会)

第8条 市長の諮問に応じ、市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、豊田市市民活動促進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市民活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、とよた市民活動センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、豊田市市民活動促進条例(平成18年条例第79号)第2条第2号に規定する市民活動をいう。

(設置)

第3条 市民活動の健全な発展を図るため、とよた市民活動センター(以下「センター」という。)を豊田市若宮町1丁目57番地1に設置する。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 活動室1、活動室2、会議室、作業室
- (2) ホール、研修室

(事業)

第5条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の管理及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する相談に関すること。
- (3) 市民活動に関する支援事業に関すること。
- (4) 市民活動に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 災害時のボランティア活動の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(管理)

第6条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う。

(利用日及び利用時間)

第7条 センターの利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 センターの利用時間は、午前10時から午後10時までとする。

3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用登録)

第8条 第4条第1号に規定する施設(以下「活動施設」という。)を利用できる者は、市域において市民活動を行っている者として、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その登録を受けた者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第9条 第4条第2号に規定する施設(以下「許可利用施設」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可利用施設の利用を許可しない。

- (1) センターの設置目的に違反すると認めるとき。
- (2) 商業宣伝、営業等の行為が主たる目的であると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 許可に付された条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し等により、許可利用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第12条 許可利用者は、許可を受けたときにおいて、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者等の責務)

第13条 第8条の規定により登録を受けた者及び許可利用者(以下「利用者等」という。)は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第9条第2項に規定する条件並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者等は、施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の承認及び原状回復)

第15条 利用者等は、その利用に際して特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者等は、前項の規定により特別の設備をしたときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。

3 利用者等が前項の義務を履行しないときは、市がこれを代行し、その費用を利用者等から徴収することができる。

(入場の制限等)

第16条 指定管理者は、センター内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めただ者に対して、センターへの入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第17条 利用者等は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月25日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく利用登録、利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成18年12月27日条例第79号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に施行日以後の利用について改正前のとよた市民活動センター条例の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後のとよた市民活動センター条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

別表(第 12 条関係)

とよた市民活動センター使用料

区分		使用料(円)			定員
		午前 (10:00~ 13:00)	午後 (13:00~ 18:00)	夜間 (18:00~ 22:00)	
ホ ー ル	平日	1,500	2,500	2,000	100 人
	土・日曜日及 び休日	2,300	3,800	3,000	
研修室		900	1,500	1,200	40 人

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日をいう。
- 2 利用時間延長の場合は、超過時間 1 時間(30 分未満は切り捨て、30 分以上 1 時間未満は 1 時間とする。)につき、当該時間延長直前の利用時間区分の使用料の 1 時間分に相当する額を加算する。
- 3 使用料の算定に当たって、10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 豊田市における市民活動関連の年表

年	できごと 【】は国や愛知県のできごと
昭和 30年～ 40年代	昭和35年 区長組織「豊田市区長会」設立 昭和41年 勤労センター憩の家(現:あすて)設立。婦人ボランティアが中心となり、勤労青少年のボランティア活動を育成
昭和 50年代	昭和50年 豊田市社会福祉協議会法人認可。地域福祉・ボランティア活動を推進 昭和52年豊田文化協会、昭和55年豊田市文教施設協会(現:豊田市文化振興財団)設立。野外教育や、青少年対象のボランティア研修、文化・生涯学習の推進事業を実施 昭和53年 「豊田市民の誓い」制定。地区コミュニティ会議が発足 昭和55年 社会部を新設
昭和 60年代	公民館(現:交流館)が、ボランティア活動を育成・支援する事業に取り組み始める 昭和63年 豊田市国際交流協会設立。国際分野のボランティアグループを支援
平成8年	ボランティア活動を支援する財団・社協・公民館・企業・行政等のネットワーク「とよたボラネット」設置
平成10年	【特定非営利活動促進法(NPO法)の施行】
平成12年	とよたボラネットにおいて、市民活動をサポートする活動拠点の設置について検討 東海豪雨による豊田市内の水害被災地応援ボランティアに延べ158人参加
平成13年	施政方針に「共働」を記載 第6次総合計画に「ボランティア活動の支援」「NPO活動の支援」を位置づける 「とよた市民活動センター」設置
平成14年	豊田市社会貢献活動促進協議会が「市民と行政の協働の推進に関する提言」まとめる
平成15年	NPOはじめての一步助成金を開始
平成16年	行政経営懇話会「分権型社会の自治や市民参加のあり方について」答申 【愛知県が「あいち協働ルールブック2004」をまとめる】
平成17年	7市町村が合併 まちづくり基本条例の施行 地域自治区条例施行、地域会議設置(上郷・拳母・猿投・高岡・高橋・松平はH18より) わくわく事業補助金を開始 愛・地球博開催。豊田市関連の市民参加・ボランティア総数25,000人
平成18年	つなぎすと養成講座を開始 市民活動促進条例の制定
平成19年	共働推進課の設置 市民活動促進委員会の設置 とよた活動応援ネットワークの設置
平成20年	つなぎすとステーションの設置 共働事業提案制度を開始
平成21年	市民活動促進計画の策定

(4) 豊田市における市民活動促進関連事業

行政の市民活動促進関連事業

方針1 市民活動の情報を伝え、共有します

件名	内容	対象	担当
広報とよた	豊田市の広報紙	市民	広報課
豊田市ホームページ	豊田市のホームページ	市民	情報システム課
ひまわりネットワーク	ケーブルテレビ。市政番組「とよた NOW」で豊田市の情報を提供。	市民	広報課
ラジオラビート	FM ラジオ。市政情報番組「ホットニュースとよた」で豊田市の情報を提供。	市民	広報課
報道機関配布資料	記者クラブに対して行う資料配布による記者発表	報道機関	広報課
とよた市民活動情報サイト	豊田市の様々な市民活動情報を集約し、イベント、ボランティア募集、とよた市民活動センターの施設利用等をホームページで情報提供。	市民	とよた市民活動センター
つなぐ	とよた市民活動センターの広報誌	市民	とよた市民活動センター
ふれあい	市民の誓い推進協議会広報誌	市民	自治振興課
豊田市防犯ネットワークニュース	豊田市防犯ネットワーク会議の広報誌	市民	防災防犯課
eco-T ホームページ	eco-T のホームページ	市民	環境政策課
eco-T 通信	eco-T のニュースレター	市民	環境政策課
とよた花だより	花飾りボランティア活動を紹介する広報誌。年 2 回発行	市民	公園緑地協会
豊田オープンガーデンクラブ	個人の庭園を公開している 54 庭園について、オープンガーデンガイドマップを作成し PR	市民	公園緑地協会

方針 2 市民と行政職員が育ち合う機会をつくります

	件名	内容	対象	担当
全般	生涯学習出前講座(いどばたりクエスト)	自主的な学習を支援し、仲間づくりや地域づくりを応援するため、市の職員や社会福祉協議会などの職員を講師として派遣する。	市民 10 人以上で構成された団体	生涯学習課
	市民講座	一般市民を対象に、NPO・ボランティア活動に関する理解を広げる講座。	市民	とよた市民活動センター
	スキルアップ講座	市民活動を行い、団体を運営していく上で必要な知識・技量などを取得する講座。	市民活動団体	とよた市民活動センター
	つなぎすと養成講座	市民活動コーディネーター「つなぎすと」を養成する講座。	市民	とよた市民活動センター
地域	コミュニティまちづくり講座講師派遣事業	地区コミュニティ会議等が主催するまちづくり講座・研修会・講演会に対し、1 地区 4 万円を上限に講師を派遣。	地区コミュニティ会議	自治振興課
	コミュニティ推進のための人材育成事業	コミュニティ活動推進に必要な研修会、視察等を実施。	地区コミュニティ会議	自治振興課
	地域ふれあい通所事業の実施支援	自治区が実施する高齢者の生きがいづくり、健康づくり、ふれあい活動などに対する人的支援(生きがい活動支援員及び推進員の派遣)。 * 社会福祉協議会に委託	自治区	生涯学習課
	自治区女性会の人材育成	リーダーの研修会を実施	自治区女性会	とよた男女共同参画センター
防災	自主防災訓練実施支援	自主防災会が実施する防災訓練の支援。支援内容は、啓発用ビデオの貸出 初期消火訓練、応急手当の指導員派遣 初期消火訓練で使用した消火器薬剤の詰め替え(上限 4 万円) 等。	自主防災会	防災防犯課
	災害ボランティアコーディネーター養成講座	被災地の要望を把握し、全国各地から駆けつける災害ボランティアを受け付け、仕事の配分や活動場所を的確に調整する中心的な役割を担う「災害ボランティアコーディネーター」を養成する講座。	高校生以上	防災防犯課
	外国人災害サポートボランティア養成講座	災害時における通訳・翻訳ボランティアの確保を図り、多言語の登録者数のさらなる増加につなげる。	市民	国際課
防犯	犯罪のないまちづくり研修会支援制度	自治区等が自主的に行う犯罪のないまちづくりを目指す研修会に必要な講師謝礼(上限 5 万円)、資料・資料の貸出、啓発品の支給を行う。	自治区、自主防犯活動団体等	防災防犯課

件名	内容	対象	担当
とよたこどもエ コクラブ	幼児から高校生までの仲間とサポーター(1名以上の大人)でグループを作り、環境についてみんなが興味のあることについて、地域で活動する。地域における自主的な環境学習や実践活動を支援。	市民	環境政策課
生きものと共 生する地域づ くり支援事業	森林や湿地など身近な自然回復・整備を進める市民団体に対して、講師・アドバイザーを年2回まで派遣。対象活動は自然保護活動、ピオトープ創出、名木管理。	自然環境保全活動を行う市民団体	環境政策課
環境学習リー ダー養成講 座「展示解説 ボランティア 育成講座」	豊田市環境学習施設で、展示や新清掃工場の案内並びに環境学習の指導(支援)を行うボランティアを育成する講座	全講座を受講でき、受講後、eco-Tのインタープリターとして登録・活動する意欲のある人	環境政策課
地域インター プリター育成 講座	地域や学校で環境学習の指導(支援)を行うボランティアを育成する講座	全講座を受講でき、受講後、地域インタープリターとして登録・活動する意欲のある人	環境政策課
人材育成講 座	地域における自然保全活動の実践を促進するための、自然環境保全の人材育成講座。 開催例:レンジャー養成、ティーチャーズガイド *自然観察の森事業	市民	環境政策課
市民ボラン ティア活動支援	自然観察の森施設ボランティアを育成する講座の開催と、活動のためのコーディネート、専門的な技能指導、技術向上研修の実施等の支援。 活動例:里山整備、湿地保全、自然案内、生物調査 *自然観察の森事業	市民	環境政策課
とよた森林学 校 人材育成 コース	人工林の間伐を中心とした森林整備に関する理論と技術の習得	森林ボランティアが森林所有者として矢作川流域の森林整備を行う意欲があり、森林整備活動初心者・未経験者	森林課
花のボラン ティア育成	地域の緑化を担う緑花ボランティアのリーダーを育てるために、花に興味を持つ市民を対象に、ガーデニングの専門家による指導を行うとともに、「四季の花園」の日常管理を通して、ガーデニングの知識及び技術を習得する機会を提供する。	市民	公園緑地協会

件名	内容	対象	担当
出張講座(花のあるまちづくり教室)	花づくり、花飾り、草花を使用した草木染等の花のあるまちづくり教室の開催を支援。支援内容は、講師選定・講師派遣。	花のあるまちづくりに関心のある市民で構成された10名以上の団体	公園緑地協会
花飾りモデル地区	モデル地区として指定を受けると、専門家を派遣し、地元の意見を取り入れながら、街並みにあった花飾り計画を策定。支援内容は、花壇の設置、プランターの支給、講習会の開催を始め、2年間花苗、肥料、用土等の支給がある。	花飾りを行う集落等面的整備(4~6ha)が可能な地区の住民	公園緑地協会
各種講座の開催	西山公園において、「花と緑の講座」、「花飾り専門講座」、「花飾りボランティア養成講座」等レベル、目的に応じた講座を開催。	市民	公園緑地協会
動物愛護ボランティア養成講座	犬の習性・狂犬病予防法など法律関係・病気・衛生関係などの講義、しつけの実技を行い、動物愛護ボランティアを養成。	平日、動物愛護ボランティア活動のできる市民	保健衛生課
ヘルスサポートリーダー養成講座	市民の一人ひとりが積極的に健康づくり活動できるように、地域におけるボランティア(ヘルスサポートリーダー)を養成する。	講座修了後、市健康づくり協議会に所属し、地域で健康教室開催などのボランティア活動ができる人	健康増進課
母子保健推進員養成講座	子育て中の身近な相談者である母子保健推進員を養成する講座。	子育て支援に関心があり、受講後母子保健推進員として、地域でボランティア活動ができる人。性別は問わない。	子ども家庭課
子育てサークルの育成・支援	同じ年頃の子どもを持つ人の仲間づくりを支援。	子育てサークル	とよた子育て総合支援センター
電話相談員養成研修	子ども・青少年の健全な育成を図るため設置された「はあとラインとよた」の電話相談員養成研修。	青少年健全育成について理解があり、研修後電話相談員として活動できる人	青少年相談センター
子ども見守り隊の実施支援	子どもたちが地域で安全に安心して遊び、健やかに成長していくようにそれを見守る人材ネットワークを確保し、居場所づくりを図る事業。 支援内容:研修会の実施、企画・運営の補助	地域の人で、子どもに関心のある人たち(登録制)	次世代育成課

福祉

子ども

スポーツ

職員

件名	内容	対象	担当
中学生ボランティア体験会	募金活動、ハンディキャップ体験など。	市内在住在学の中学生	次世代育成課
高校生ボランティアスクール	高校生の立場でできるボランティアを体験の中から考える。福祉コース、保育コース、キャンプスタッフコースの3コースから選択。	市内在住在学の高校生	次世代育成課
地区総合型スポーツクラブ育成支援	地区総合型スポーツクラブのクラブマネージャー養成、スタント教室開催等	地区総合型スポーツクラブ	スポーツ課
職場研修	職場における集団指導。「共働によるまちづくり」「市民活動への理解を深めよう」「まちづくり基本条例と地域自治区」などのテーマがある。	全所属	人事課
パートナーシップ研修	市民活動に携わっている方や団体を訪問し、これからの政策形成に欠かせない「住民とのパートナーシップ」についての理解を深める。	行政職 / 大卒2～7年目、短卒2～9年目、高卒2～11年目の職員	人事課
一般職員研修	共働によるまちづくりに対する正しい理解と認識を深め、実践的な共働を推進するための職員研修。	管理職以外の職員	共働推進課
共働推進責任者・担当者研修	共働推進責任者・共働推進担当者として、共働を推進する上で必要な知識・技術を身につけ、実践力の向上を図る研修。	共働推進責任者・共働推進担当者	共働推進課

方針3 市民活動の拠点としての場を充実します

施設

件名	内容	対象	担当
公共施設の貸し出し	交流館、コミュニティセンターをはじめ、公共施設の貸し出しを行う。また、各施設の設置目的をふまえた規約等をもとに、利用料の減免を行う。	市民	各課
とよた市民活動センターの運営	市民や市民活動団体の声を聞き、とよた市民活動センター運営協議会で議論しながら、利用者から喜ばれる活動の場を提供。	市民・市民活動団体	とよた市民活動センター
とよた市民活動センター登録団体への支援	とよた市民活動センター登録団体に、無料で会議室・活動室・作業室を提供するとともに、ホール・研修室の利用料の減免を行う。また、メールボックス、貸しロッカー、保管棚を希望の団体に提供。	センター登録団体	とよた市民活動センター
つなぎすとステーション	つなぎすととの市民活動団体などへの応援活動を行う拠点として、「つなぎすとステーション」を設置。	市民	とよた市民活動センター
とよた市民活動センター情報コーナー	登録団体のチラシ、機関誌などの設置スペース、書籍、ビデオの資料収集と公開、貸し出しなど、市民活動の情報を提供。	市民	とよた市民活動センター

件名	内容	対象	担当
「森林活動の森・大洞」事業	市有林を市民グループ等の活動の場として提供することにより、ボランティア活動の円滑な実施及び技能の向上と森林の適切な管理に資することを目的とする。	市民グループ等	森林課
地区総合型スポーツクラブ拠点施設整備	地区総合型スポーツクラブのクラブハウスの整備	地区総合型スポーツクラブ	スポーツ課
とよた活動応援ネットワーク	市民活動の中間支援を業とする公的(企業も含む)機関をネットワークし、相互連携・情報交換・協議を行う。	市民・市民活動団体	とよた市民活動センターほか
あったかフェスタ	市民の誓い実践活動の紹介コーナー、交流コーナーなど	市民	自治振興課
キラッとよたまつり	団体活動発表会、公開講座、相談会など	市民	とよた男女共同参画センター
福祉健康フェスティバル	ボランティア活動の紹介、福祉施設製品のバザー、映画会、講演会など	市民	(福)総務課
クリスマスパーティー企画・運営実行委員	青年たちのためのクリスマスパーティーを企画・運営。資格は20～35歳の独身青年。	青少年	次世代育成課
市民活動相談	NPO相談員を設置し、市民活動に関する相談、NPO法人の認証手続きに関する相談など、市民・市民活動団体の相談対応を行う。	市民・市民活動団体	とよた市民活動センター
NPO特別相談会	市民活動団体向けに、事業・組織・資金等の運営ノウハウに関する講座や、個別の相談に応じる相談会を開催。	市民活動団体	とよた市民活動センター
各種相談	市役所、市内の各分野の公共施設、中間支援団体などで、市民や市民活動団体の相談対応を行う。	市民	各課

連携

相談

方針 4 共働事業を共に考え、実施します

件名	内容	対象	担当
共働推進責任者・担当者の設置	共働推進責任者(調整監等)、共働推進担当者(係長級職員)を各部局・各支所に配置し、全庁的に共働を推進。	行政	共働推進課
共働推進会議の設置	共働推進会議は、共働推進責任者(調整監等)により構成され、庁内における共働推進についての協議及び調整を行う。	行政	共働推進課
共働事業提案制度	行政からの募集テーマに対する、行政と共に取り組む市民活動団体からの共働事業提案を募集し、評価・協議を経て、募集次年度に事業を実施。	市民活動団体	共働推進課・各課
とよた日本語学習支援システムの構築・普及	外国人住民が地域社会で日常生活を営むために最低限必要な日本語能力を習得できるよう、日本語教室の立上げ時や運営面での人的サポートやノウハウ・教材の提供、相談対応等による支援を行う。	日本語学習者及び市内で日本語教室の開設を希望する(開設している)市民、団体、企業等	国際課
小学生国際理解教育学校招待プログラム	とよたグローバルスクエアの施設を活かし、市内の小学生を招いて国際理解教育を実施する。授業は国際理解教育に詳しい大学生を中心とした市民グループに運営してもらう。各小学校からの申込みを受け、グループとのスケジュール調整し実施する。	市民	国際課
ものづくりなぜ?なぜ?プロジェクト	子どもたちがものづくりの達人と出会い、ものづくりの大切さ、楽しさといった「ものをつくる心」を農業、繊維、自動車、陶芸といったものづくりに挑戦しながら学ぶ。	市民・企業	生涯学習課
共働事業の実施	委託、共催など、多様な制度やしくみを活用して、市民・市民活動団体と行政の各種共働事業を実施。	市民・市民活動団体・企業など	各課

方針5 社会資源を生み出すしくみをつくります

全般

件名	内容	対象	担当
豊田市長賞の交付	教育、文化、体育、産業、福祉等の振興を図るため、団体又は個人が主催する各種大会等に対する豊田市長賞の交付	一般市民を対象とする、教育、文化、体育等に関する事業	秘書課
豊田市教育委員会賞の交付	市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興を図るため、団体又は個人が主催する事業について、豊田市教育委員会賞を交付する。	市民を対象とし、原則として市内で開催される事業	教育行政課
豊田市議会議長賞の交付	教育、芸術、文化及びスポーツの適正な振興を図るため、各種団体が主催する大会等に対する豊田市議会議長賞の交付	豊田市内で開催される、教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与する事業	議会事務局
豊田市後援	教育、文化、体育、産業、福祉等、各般にわたって住民福祉の向上を図るため、団体又は個人が主催する事業について、共催、後援を行う	広く市民を対象とし、原則として開催地が市内である事業	秘書課
豊田市教育委員会後援	市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与し、教育的見地から奨励することができる事業について、共催、後援を行う。	市民を対象とし、原則として市内で開催される事業	教育行政課
法人市民税均等割減免措置	特定非営利活動法人は法人市民税を減免措置(ただし、豊田市市税減免規則の規定に該当する場合に限る)	特定非営利活動法人	市民税課
はじめの一步助成金	NPO活動を始めようとする団体、経営基盤の弱い既存の団体を対象にした助成。公開審査会での審査、活動の助言、成果発表会など、団体の成長の機会を提供。	市民活動団体	とよた市民活動センター
つなぎすと事業	つなぎすとカフェなどの対話事業や、市民活動団体の個別相談、市民活動団体と行政の対等な関係における共働をサポートし、公共的つながりをつくる。	市民	とよた市民活動センター
わくわく事業補助金	団体が自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり活動に対して補助金を交付。補助率・限度額は地域会議毎に異なる。審査方法は公開審査。	原則として5人以上で組織された団体が活動が当該地域の多数の住民に支持されると認められる団体	自治振興課
シニア特技登録制度	自分の特技を活かしたい高齢者と、特技を必要とする方の双方の登録を募り、シニア世代の“技”や“知恵”を市民活動に活かす。	市民	ヤング・オールド・サポートセンター

件名	内容	対象	担当
奉仕活動傷害見舞金支給制度	公共的団体等が行う公共的奉仕活動中における従事者の身体傷害に対して見舞金を支給。	公共的団体等	自治振興課
地域振興事務交付金	公共的事業、市政への協力事務、地域課題解決に取り組む自治区に対する交付金。	自治区	自治振興課
過疎地域特別交付金	一定の要件を満たす過疎地域の自治区に限り、自主的な生活環境の維持保全が継続できるようにする交付金	自治区	自治振興課
自治区活動備品整備事業補助金	自治区活動に必要な備品の購入・修理に対して補助金を交付。 補助率:1/2 限度額:20万円以内～70万円以内(世帯数による)	自治区	自治振興課
地域集会施設整備事業補助金	地域集会施設の整備に対して補助金を交付 補助率:メイン施設新築 8/10、バリアフリー-整備 8/10、その他 5/10 限度額:メイン施設 基準建設費(世帯数による)、メイン施設増築 1,200万円 その他施設 新築増築 1,200万円、その他整備 600万円	自治区	自治振興課
地域集会施設整備資金融資あっせん制度	地域集会施設整備に係る経費の低金利融資をあっせん 融資限度額:1,000万円 融資期間:10年以内 融資利率:5年以内 1.4% 10年以内 1.6% 償還方法:元利均等月賦償還	自治区	自治振興課
地域集会施設耐震診断事業費補助金	地域集会施設の耐震診断に対して補助金を交付 補助率:8/10以内 限度額:100万円 条件:昭和56年5月31日以前に設計された施設	自治区	自治振興課
自治区放送施設整備事業補助金	自治区が行う放送施設の整備に対して補助金を交付。 補助率:1/2 限度額:新設100万円 増改修50万円	自治区	自治振興課
自治区女性会補助事業	自治区女性会の年間活動に対して補助金を交付 補助率:1/2 限度額:2万円	自治区女性会	とよた男女共同参画センター

交通

件名	内容	対象	担当
地域広場助成制度	自治区が行う地域広場(ふれあい広場・ちびっこ広場・児童遊園)等の機能充実に對し補助金を交付 補助率:1/2 限度額:地域広場への便所新設等 75万円、地域広場への給水施設新設等 25万円、自治区広場への遊具等の新設等 25万円	自治区	公園課
地域広場助成制度	自治区が行う地域広場(ふれあい広場・ちびっこ広場・児童遊園)等の機能回復に對し原材料を支給 支給物品:サバ土、砂場用の砂、ペンキなど	自治区	公園課
豊田市長賞の交付	自治区等(自治区以上中学校区以下の範囲)が主催する大会に對して、豊田市長賞としてトロフィー又はカップを交付	自治区、地区コミュニティ会議等	自治振興課
地区コミュニティ推進事業交付金	地区コミュニティにおける地域課題を解決するための、地区コミュニティ会議等が実施する推進事業に對する交付金 交付額:均等額 30万円+世帯割 2~8万円	地区コミュニティ会議	自治振興課
コミュニティ助成事業補助金	コミュニティ組織が実施するコミュニティ活動に對して補助金を交付 補助率:10/10 限度額:250万円以内(事業内容による) (財)自治総合センターの補助事業	地区コミュニティ会議	自治振興課
コミュニティ先進地視察助成事業	地区コミュニティ会議が実施する地域リーダーの視察研修事業に對し旅費を支給 限度額:5万円 条件:1地区につき2名まで	地区コミュニティ会議	自治振興課
交通少年団指導育成協議会負担金	小学校単位に組織された交通少年団の交通安全活動を支援するため、事業に要する経費の一部を負担	交通少年団	交通安全課
自治区交通安全委員の育成	交通安全委員の研修、街頭指導用品として帽子を支給	自治区	交通安全課
駐車モラル向上活動支援	地域の駐車モラル向上に係る活動を行う自治区に對する現物支給 限度額:20万円 支給物品:カラーコーン、トラロープ、のぼり、たすき等	自治区	交通安全課
交通安全看板支給	交通安全看板の支給 支給物品:立て看板、巻き看板	自治区	交通安全課

高齢者

件名	内容	対象	担当						
高齢者活動事務交付金	<p>高齢者等の自主的な社会貢献的活動を促進し、老人クラブ活動を通じて地域活動の担い手となり、共働のまちづくりを推進することを目的に、地域を基盤とする高齢者の組織である老人クラブ(単位老人クラブ)に対して交付金を交付</p> <p>交付金額(下表を合算した額)</p> <table border="1"> <tr> <td>規模別会員数割</td> <td>1 老人クラブ当たり 26,000 円に 50 人を超える場合 50 人毎に 24,000 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>委員活動費</td> <td>高齢者交通安全アドバイザー及び友愛活動リーダーの選任がある場合 14,000 円 + 60 円 × 会員数</td> </tr> <tr> <td>老人憩の家運営費</td> <td>老人憩の家を開設している場合 104,000 円</td> </tr> </table>	規模別会員数割	1 老人クラブ当たり 26,000 円に 50 人を超える場合 50 人毎に 24,000 円を加算した額	委員活動費	高齢者交通安全アドバイザー及び友愛活動リーダーの選任がある場合 14,000 円 + 60 円 × 会員数	老人憩の家運営費	老人憩の家を開設している場合 104,000 円	単位老人クラブ	生涯学習課
規模別会員数割	1 老人クラブ当たり 26,000 円に 50 人を超える場合 50 人毎に 24,000 円を加算した額								
委員活動費	高齢者交通安全アドバイザー及び友愛活動リーダーの選任がある場合 14,000 円 + 60 円 × 会員数								
老人憩の家運営費	老人憩の家を開設している場合 104,000 円								
老人クラブ連合会補助金	<p>老人クラブ連合会の実施する生きがいづくり、健康づくりに資する活動に対して補助金を交付</p> <p>市老人クラブ連合会 運営費 限度額:2,700 千円(補助率 8/10)、 事業費 限度額:2,500 千円(補助率 8/10)</p> <p>地区老人クラブ連合会 事業費 限度額 1 地区:280 千円(補助率 8/10)</p>	市老人クラブ連合会、地区老人クラブ連合会	生涯学習課						
憩の家管理運営費補助金	<p>高齢者の教養の向上、地域との交流、レクリエーションの場として設置した憩の家の管理運営に対し、必要な経費について補助</p> <p>管理運営経費 限度額:104 千円(定額) 備品購入費 限度額:100 千円(補助率 8/10)</p>	地域の高齢者団体	生涯学習課						
災害ボランティアコーディネーター連絡会	災害ボランティアコーディネーターによる連絡会	災害ボランティアコーディネーター(V C) 豊田市養成講座、又は県養成講座修了者	防災防犯課						

防災

防犯

環境

件名	内容	対象	担当
自主防災組織運営費補助金	自主防災会が行う防災活動に必要な防災施設、防災資機材、防災マップ等の整備に対して補助金を交付 補助率:2/3 限度額:施設整備 50万円 防災マップ 35万円+世帯数×100円 資機材整備 20万円+世帯数×100円	自主防災会	防災防犯課
自主防災会育成事業	新たに結成する自主防災会に対して、必要な基本的な資機材を支給 支給限度:13万円分 支給物品:ヘルメット、燃料携行缶、担架、拡声器、トランシーバー、チェンソー、発電機	自主防災会	防災防犯課
婦人消防クラブ連絡協議会運営交付金	住宅防火の担い手である女性団体として、婦人消防クラブの活動を充実させ、家庭への防火意識の普及啓発を図るとともに各地区において婦人消防クラブの結成を推進する。	豊田市婦人消防クラブ連絡協議会	消防本部予防課
自治区防犯灯設置費補助金	自治区が行う防犯灯の設置に対して補助金を交付 補助率:定額 限度額:新設・移設 25,000円/灯、更新 10,000円/灯、ポール設置 30,000円/灯	自治区	自治振興課
自主防犯活動物品支給制度	自主防犯活動団体が行う防犯活動に対して必要な物品を支給 支給物品:ジャンパー、ヘルメット、腕章、帽子、信号灯、のぼり旗など	自主防犯活動登録団体	防災防犯課
環境に関する指導者	市内や県内の指導者やアドバイザーとして活躍できる専門知識をもった方を登録。	市民	環境政策課
環境学習リーダー	環境学習リーダー養成講座受講者が、小学校での水生生物調査などの環境学習のサポートを行う。 ・活動支援:謝礼 2,000円/日 ・環境政策課でボランティア保険に加入	市民	環境政策課
生きものと共生する地域づくり支援事業	森林や湿地など身近な自然回復・整備を進める自治区等市民団体に対して、資材を提供 対象活動:自然保護活動、ビオトープ創出、名木管理 支給物品:活動に必要な消耗品・原材料を年間 10万円分まで支給	自然環境保全活動を行う市民団体	環境政策課
自然観察の森市民ボランティア活動	自然観察の森の自然解説や、湿地や里山のビオトープづくり、自然体験活動の指導を行う。 *自然観察の森事業	市民	環境政策課

件名	内容	対象	担当
eco-T インタープリター	豊田市環境学習施設で、渡刈クリーンセンターの案内並びに環境学習の指導(支援)を行うボランティア(施設インタープリター) 学校や地域へ出向いて環境学習の指導(支援)を行うボランティア(地域インタープリター)	市民	環境政策課
eco-T 市民団体設立準備会議	環境学習施設 eco-T の運営を担い、エコライフとよたを推進する市民団体の設立を目指した会議	eco-T の運営を担い、エコライフとよたを推進する意欲のある人	環境政策課
環境美化活動	6月と9月の第3日曜日を「環境美化の日」とし、市民が自由参加で、公共の場所や自宅周辺の清掃活動を行う。	市民	自治振興課
環境整備(環境美化の日)活動支援制度	環境美化活動に必要な土のう、ゴミ袋等を支給 また、廃棄物の回収・運搬など事後処理を自治区にかわり実施	自治区	自治振興課
集団回収事業報奨金	集団回収を実施している団体に対して報奨金を交付。 交付額:5円/kg、2品目以上同時回収2,000円/回	集団回収を実施する市民団体	清掃管理課
地域生ごみ減量化支援事業補助金	生ごみの減量化及び資源化に自主的に取り組む地域団体に対して諸経費を補助 補助額(1世帯あたり):コンポスト容器4,000円、密閉容器7,000円、処理機(電動)12,000円、処理機(手動)7,000円	地域で生ごみの減量化及び資源化に取り組む地域団体	清掃管理課
リサイクルの家設置	自治区の申請によりスチール製物置を整備	自治区	清掃管理課
ごみステーション原材料支給	自治区のごみステーションの整備に必要な原材料を支給 支給物品:セメント、ブロック、砂、トン、フェンス用資材、網など(上限5万円)	自治区	清掃業務課
きれいなまちづくり団体活動支援	市に登録の美化活動ボランティア団体に活動資機材の支給と活動によるごみの回収等を支援 支給物品:帽子、腕章、ジャンパー、のぼり旗、軍手、看板、竹ぼうき、杭、ロープ、レンガ、用土など	地区不法投棄ハートロール隊、まちの美化活動団体	清掃業務課
違反広告物追放活動制度	違反広告物の除去を行うボランティア団体に対して資材や消耗品などを支給。 支給物品:帽子、ベスト(1枚/団体)、軍手、シールはがし剤、スクレーパー、カッター、タフロープ、手提げ袋、ほうき、ちりとり、ゴミ袋など。 市においてボランティア保険に加入。	違反広告物の除去を行う市民団体	都市計画課

件名	内容	対象	担当
環境整備(道路・河川愛護)活動支援制度	道路・河川愛護活動を実施する自治区に対して報償費を支払う	自治区	道路維持課 河川課
名古屋鉄道三河線廃線敷利用に伴う必要経費の負担に関する協定	名鉄三河線の旧駅舎の維持管理経費のうち一部負担	猿投～石野～足助夢ロード創造会議	猿投支所
生活支障竹木等伐採収集運搬支援	日常生活に支障を及ぼしている竹木の伐採作業を住民活動として行った場合の伐採後の竹木処理の支援	自治区等	猿投支所
環境整備(水辺愛護)活動支援制度	水辺愛護活動を実施する市民団体に対して報奨金を交付	水辺愛護会	河川課
市民参加の花づくり活動	市民参加による愛される公園づくりとして、鞍ヶ池公園「四季の古里」で公募による市民ボランティアが大きな花園づくりを実施。	市民	公園緑地協会
緑化推進事業助成制度	10人以上の団体が行う花いっぱい運動、自治区が行う樹木植栽事業に対して補助金を交付 補助率:9/10 限度額:花壇整備 20万円、プランター設置 20万円 苗・種・肥料等購入 5万円、樹木植栽 20万円	10人以上の団体、自治区、老人クラブ、子ども会等	公園緑地協会
フラワーロード	フラワーロード指定4路線(鞍ヶ池、八草、R248号、トヨタ本社)30.5kmの沿線で行う花飾りに対し、プランター、花苗、肥料、用土等を支給	市民、事業所	公園緑地協会
藤岡観光交流推進事業花いっぱいのまちづくり種苗等支給助成事業	藤岡地区内の自治区、老人クラブ、子ども会等が行う花木植栽事業を支援することにより、観光資源開発及び景観向上による観光来訪者との交流機会拡大を目的とする。 1 花植栽・栽培用 限度額 5万円分/1回 2 樹木植栽用 限度額 20万円分/年間	藤岡観光協会	藤岡支所
健康づくり協議会	ヘルスサポートリーグは、健康づくりに関する様々な支援を実施する市民ボランティア。豊田市健康づくり協議会に所属し、地域性に合った健康づくり支援活動が実施できるように、ボランティア活動を展開。	市民	健康増進課

件名	内容	対象	担当
動物愛護ボランティア	飼い主及び訪問活動犬による、動物愛護教室や犬の飼い方教室などの動物愛護ボランティア活動 資格:動物愛護ボランティア養成講座修了者、訪問活動犬として認定された犬 活動支援:保健衛生課でボランティア保険に加入	市民	保健衛生課
ハンディキャップ運行費補助金	NPO法人の実施する、車いすを移動手段とする身体障がい者の移動を容易にするために、車いすのまま乗車できるリフト付き福祉車両による移送サービス事業に要する費用の一部を助成。(車両の維持及び事務に要する費用の一部を補助) 補助率:2/3	団体(NPO法人)	障がい福祉課
観光 とよた観光交流サポート隊	観光資源のPRや観光イベントでのボランティア活動を行うサポーターとして登録し、観光ボランティアガイドやイベント補助としておもてなし活動に参加する。 *豊田市観光協会事業	市民など	商業観光課
豊田おいでんまつりボランティアスタッフ	おいでんファイナルの運営(受付・迷子・救護、踊り連誘導係など)、花火大会の運営(協賛者受付・整理など)ボランティア。	市民など	商業観光課
労働団体公益的事業補助金	本市における労働団体の社会貢献活動の推進を目的として、労働団体が行う交通安全推進事業、環境美化推進事業、社会奉仕推進事業等の費用の一部を助成する。補助率:1/2	連合愛知豊田地域協議会	産業労政課
子ども 母子保健推進員の会	母子保健推進員が地域の子育て支援ボランティアとして、黄色いエプロンをかけて、おめでとう訪問、乳幼児健診や育児相談・ベビー教室などでお手伝いを行う。	市民	子ども家庭課
とよたファミリーサポートセンター	子育ての援助を受けたい人と、援助をしたい人がお互いに助け合う会員組織。子育て支援センターが間に入って子どもの一時預かりを紹介。	市民	とよた子育て総合支援センター
子育てサークル活動費補助金	自主的な子育てサークルの活動に対して補助金を交付。補助率:1/2、限度額:5万円	子育てサークル	保育課
ものづくりサポーター登録制度	小学校で行うものづくり教育の支援(材料準備、試作品制作、授業支援)やものづくり講座などを実施する。	市民	生涯学習課
少年少女発明クラブ補助金	科学的発想に基づく想像力豊かな青少年の育成を図るため、豊田少年少女発明クラブの実施する事業に対して助成を行う。 補助率:1/2、限度額:550万円+100万円	豊田少年少女発明クラブ	生涯学習課

件名	内容	対象	担当
子育て応援 隊サポーター 支援	大人の見守りと支援の中で、子どもが抱いている夢の実現を目指す事業。 活動支援:活動参加のための交通費を支給	16～65歳でサポートする夢に賛同し、活動を見守りながら、子どもと一緒に考え、夢の実現をサポートしたい人。専門的な知識や能力は問わない。	次世代育成課
子育て応援 隊費補助金	青少年の自主性や主体性を育み、社会参加意識や仲間意識を高めるための「夢」にチャレンジする事業をサポートする団体に対し活動費を補助し、事業の推進を図る。補助率:10/10、上限額:20万円	子育て応援隊	次世代育成課
青少年健全 育成推進協 議会負担金	青少年の健全育成活動の推進をはかる	青少年健全育成 推進協議会	次世代育成課
地域子ども会 活動費補助 金	単位子ども会、ジュニアクラブが行う児童福祉の増進、青少年の育成に資する活動に対して補助金を交付。 補助率:2/3 限度額:39,000円～30,000円(加入者数による)	子ども会、ジュニア クラブ	次世代育成課
P T A 連絡協 議会補助金	PTA 連絡協議会事業に必要な経費を補助する 補助率:1/2	豊田市 PTA 連絡 協議会	次世代育成課
ジュニアリー ダー	子ども会活動のサポートをする中学生。子ども会行事の企画、参加、支援などを行う。 *子ども会育成連絡協議会事務局	子ども会	次世代育成課
青少年健全 育成関連団 体活動支援 補助金	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどが行う青少年健全育成活動に係る諸経費に対する補助 補助率:1/2、限度額あり	子ども会連絡協議 会、ボーイスカウト、ガ ールスカウト、その他 青少年団体	次世代育成課
豊田市芸術 文化推奨事 業補助金	市民が広く芸術文化にふれ、芸術文化事業に参加する機会づくりのために、自主的な舞台関係の芸術文化創造活動に対し、事業経費の一部を補助し支援する 補助率:1/3 上限額:1,000千円	市内文化団体	文化振興課
豊田文化フォ ーラム開催負 担金	市民中心の実行委員会を組織し、シンポジウムを実施するなど民間の活力を十分に活用して、地域文化の振興と交流を図る「とよたまちびと講」を開催する	豊田文化フォーラ ム	文化振興課

件名	内容	対象	担当
図書館ボランティア	読み聞かせボランティア、点訳・音訳ボランティア、製本ボランティア、返本ボランティア、こども図書室ボランティア、ブックスタートボランティアなどが活動。 図書館でボランティア保険に加入	市民	図書館
自費出版補助金交付制度	郷土研究書、その他一般的研究及び文学・芸術作品を自費で出版する事業に補助。補助率:1/3 限度額:豊田市に関する研究書 30 万円、その他 10 万円	市内在住・在勤・在学の個人がグループ	図書館
美術館ボランティア	より親しまれる美術館運営を目指し、高齢者及び障がい者の介助・誘導 館内の案内 エントランス受付業務の補助 美術館庶務業務の補助等の活動を行う。美術館でボランティア保険に加入	市民	美術館
作品ガイドボランティア	より親しまれる美術館運営を目指し作品の解説等の活動を行う。美術館でボランティア保険に加入	市民	美術館
民芸館友の会	民芸の普及及び施設活性化のために民芸館友の会主催の「月見の会」及び共催の「平戸橋桜まつり」に負担金を支出する。(食品バザー、ワークショップ、民芸品バザーにボランティア参加)	豊田市民芸館友の会	民芸館
体育指導委員	地域での生涯スポーツの振興に、172 人の体育指導委員が活躍。スポーツ行事(ニュースポーツ講習会や運動会など)の開催時や各種スポーツのルールなどについて相談対応。	市民	スポーツ課
スポーツリーダーバンク	市民のスポーツ資質の向上のため、市民(6名以上の団体・グループ)の要請により、スポーツリーダーを派遣し、市民スポーツの推進と市民の体力の増進を図る。	スポーツの推進・体力増進を図る市民	スポーツ課
地区総合型スポーツクラブ育成支援費補助金	地区総合型スポーツクラブの設立準備活動、運営、事業実施に対して補助金を交付し設立、自立を支援。 【1～5年目】 補助率:10/10 補助金総額:1,100 万円(5 年間)/1 地区 限度額 : 300 万円/年 【6～10年目】 補助率:2/3 補助対象経費:クラブハウス維持管理費、指導者育成費) 補助金総額:800 万円(5 年間)/1 地区 限度額 : 200 万円/年(6,7 年目) 150 万円/年(8,9 年目) 100 万円/年(10 年目)	地区総合型スポーツクラブ	スポーツ課



件名	内容	対象	担当
マレットゴルフ原材料等支給制度	<p>自治区等が整備するマレットゴルフコースの開設、修繕に必要な原材料を支給。支給物品:マレットゴルフ旗、旗竿、ホールカップ、土砂、石灰、塩化カルシウムなど</p> <p>ただし、土砂、石灰、塩化カルシウムは修繕時のみの支給(補助回数、量に制限あり)</p>	自治区、コミュニティ会議	スポーツ課

とよた活動応援ネットワーク各機関の主な市民活動促進関連事業

財団法人 あすて

件名	内容	対象
情報の収集・発信	むすび(登録者向け情報誌)、ホームページ、あすてマガジン	市民
登録者の活動の場の提供	既存の登録グループに入って定期的に活動したい人、イベント時やお手伝いが必要なときにボランティアしたい人、新しいグループを立ち上げて今のグループ・仲間と共にあすてで活動したい人に活動の場を提供する	市民
イベントボランティアの募集	イベントのボランティアの募集情報を登録者・一般・企業等へ情報発信	市民
あすて施設の貸し出し	登録団体に対して、施設を貸し出し。	登録団体
あすて夢まつり	あすて内外のボランティアグループが一同に会し、交流・発表の場とするためのイベント	市民
未来へつながる夢ぶらん助成	未来へ向け、よりよい社会づくりを目的とした夢のあるプラン(プロジェクト・企画)、新規事業、又は既存事業(プロジェクト・企画)の拡大・ステップアップにあたる市民団体の活動に助成 対象:事業費の全額若しくは一部(50万円まで)	市民団体

財団法人 豊田市国際交流協会

件名	内容	対象
情報収集・提供	TIAの機関誌発行 国際理解教育ニュースター発行 TIA ホームページの運営 多文化カレンダーの作成	市民
外国人災害サポートボランティア養成講座【再掲】	災害時における通訳・翻訳ボランティアの確保を図り、多言語の登録者数のさらなる増加につなげる。(市受託事業)	市民
国際親善受け入れ	豊田市を訪問する外国人学生などの国際親善使節を受け入れ、市民との交流の機会を持ち、相互理解と友好親善を深める。	市民
TIA ナショナルデー	財団法人あすてと連携しつつ、とよたグローバルスクエアにて世界各国の文化や生活を紹介、披露する機会を毎週設ける。	市民
とよたグローバルスクエアの運営	図書・ビデオの収集、新聞・雑誌の収集、ネットPC、無線LAN管理、掲示板など情報コーナーの充実	市民
ボランティア登録・育成・紹介	個人、又はグループボランティアとして年度毎に登録・更新。新たに登録を希望する方には個々のボランティア活動を紹介し、人材の育成を図る。ボランティア代表者会議の開催、日本語支援ボランティア養成講座等を行う。	市民
助成金	地域の国際化に貢献する国際交流・国際協力を目的とした新規事業への支援を行う。	市民
ボランティアグループ活動	各 TIA ボランティアグループによる自主的な活動	市民

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

件名	内容	対象
ボランティア活動に関する広報	「ぼらんていあだより」を毎月発行 携帯電話にボランティア情報を配信 「とよたぼらんていあの広場」(ホームページ)での情報の掲載 市民活動情報サイトへのボランティアグループ情報の掲載	市民
ボランティア講座等の開催	[平成 20 年度] 豊田市ボランティアのつどい 減災・災害救援ボランティアの育成 介護講座 認知症予防支援ボランティア養成講座	市民
障がいを理解するための実践教室	児童・生徒に講義や体験を通して障がいを理解してもらい、福祉の心を養う機会づくりを目的として実践教室を開催。	小学校・中学校・高等学校
総合的な学習・福祉教育への支援	各学校において取り組みがされている総合的な学習や福祉教育の活動に対し、講師の派遣や講師の調整、体験学習に必要な備品の貸出し、相談等による支援。	小学校・中学校・高等学校
小学校・中学校・高等学校への研修活動費等の助成	福祉に関する講座、学習会、研修会の開催費に対する助成 1/2 の助成(上限 2 万円) 福祉活動等に係る材料費、消耗品に対する助成	小学校・中学校・高等学校
企業の社会貢献活動支援	事業所・社員の社会参加、社会貢献活動の情報提供	企業・企業のボランティアグループ等
ボランティア活動保険加入手続代行	ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険の加入手続きを代行	市民
ボランティアグループへの協力・援助	ボランティアグループの登録 ボランティアグループの運営に関しての経費(活動に係る材料費、消耗品費やグループ主催の講座、学習会、研修会の開催費など)に対する助成。1/2 の助成(上限 2 万円)	ボランティアグループ

トヨタ自動車株式会社 トヨタボランティアセンター

件名	内容	対象
ボランティア情報の提供	「はるーぼらんていあ」「HELLO MAP」などにより、社員・家族・OBにボランティア情報の提供を実施。 社内イントラネットにもボランティア情報を掲載し、トヨタグループ企業が開設したwebサイト「スマイルゆうネット」でも情報提供を行う。	社員・家族・OB
とよた2008クリーン活動	矢作川の河川敷周辺や、豊田市中心市街地を、地域の人たち、そして私たちみんなの力できれいにしようと、地域市民・従業員でクリーン活動を実施。	市民、社員
森林整備ボランティア	市有林にて、毎月2回間伐など森林整備活動を実施。	社員
老人・障がい者とのふれあい交流	各種団体主催イベントのサポートボランティアとして参加しふれあい交流を行う。	社員
独居高齢者宅の家具転倒防止活動	民生委員・児童委員協議会と協働して、従業員ボランティアが独居高齢者宅を対象に家具転倒防止活動を実施。	市民、社員

豊田市に関連の深い活動を抽出

トヨタ紡織株式会社 ボランティアセンター

件名	内容	対象
スマイルゆうネット	トヨタグループ企業7社が社員のボランティア活動活性化のために開いたWebサイト。登録している様々な市民活動団体の活動内容やイベントをこのサイトで紹介	市民
救援衣料回収	社員・地域の人から家庭で使わなくなった衣料を回収・仕分け・積み込み等を行い、NPOを通じて衣料不足に悩む国・地域に送る。	市民、社員等
ダウン症児との交流プログラム	福祉団体とタイアップし、ダウン症とその他の染色体障がい児・者とその家族、学生ボランティア、当社社員などが参加する交流イベント	福祉団体、社員
障がい者との交流	「普段はできない体験をしたい」という障がい者の声に応え、障がい者自立生活センターと協働で、体験活動を実施。	福祉団体、社員
会社施設の貸し出し	社の駐車場や体育館を地域の人へ無料で開放	市民

豊田市に関連の深い活動を抽出

財団法人 豊田市文化振興財団

件名	内容	対象
情報収集・提供	豊田市と共催で、CATV 文化情報番組制作、FM 文化情報番組制作、文化情報誌「カレント」の発行など、市の文化情報の収集・提供を行う。	市民
交流館だより	館報(交流館だより)などを発行し、市民活動情報や地域のイベントなどの情報を発信	市民
交流館ホームページ	各交流館でホームページを作成し、市民活動情報や地域のイベントなどの情報を発信	市民
青少年交流学習事業	青少年センター、総合野外センターで、青少年の体験・学習・交流等を図る講座、イベント、体験事業などを実施。(市受託事業)	青少年、市民
青少年団体活動支援事業	ジュニアクラブ育成者への研修、青少年団体へ指導者の派遣、子ども会の事務支援など、青少年団体活動を支援。(市受託事業)	青少年
青少年文化団体の運営	少年少女合唱団、ジュニアマーチングバンド、ジュニアオーケストラなど青少年文化団体の育成を図る(市受託事業)	青少年
生涯学習推進事業	産業文化センター、地域文化広場、交流館、コミュニティセンターなどで、子育て支援、高齢者の生きがいづくりなど、市民の生涯学習の機会を提供する。	市民
地域住民の学習支援	地域講師の発掘・育成を行い、交流館に登録した地域講師が、地域における生きがいづくり・ボランティア活動支援を行う。	地域住民
公共施設の管理運営	市内の文化施設、青少年施設、生涯学習施設等の運営を行い、安全で使いやすく、市民のニーズに沿った運営を行う。(市受託事業)	市民
自主グループの活動支援	交流館などで自主グループの登録を行い、練習・発表・相談・交流等の機会を提供する	市民
夏休み子ども博覧会	古屋和子による語り、人形劇、紙芝居、絵本の読み聞かせ、腹話術やけん玉のワークショップ、中学生のボランティアによる工作教室・段ボール迷路など、親子で楽しく文化に触れる機会を提供。	市民
市民総合文化祭	音楽・演劇・伝統芸能・展示関係の分野で創造活動を行っている市民の参加を得ながら、市との共催で、文化の鑑賞・発表・交流の機会を提供。	市民

市民活動の促進に向けて

～市民活動促進委員会からのメッセージ～

会長 伊藤雅春

まずは、今回の委員会で豊田市の市民活動の実態について学ばせていただいたことに感謝したいと思います。委員会での議論を通して、市民共働の推進は、職員の意識改革すなわち自治体改革の具体的な現場を作り出すことであり、市民にとっては有効なコミュニティ政策の一つでもあるということに気づくことができました。市民活動センターがこうした変革の推進役となることを期待したいと思います。

副会長 新谷千晶

豊田市には、2,000 を超える市民活動団体があります。10 人メンバーがいれば 2 万人、20 人なら 4 万人の市民活動者がいるということです。これだけの人たちが動けば地域は確実に変わります。

私が仲間と活動を始めたのは、ほっとけない問題にぶつかり、自分達も動いて何とかしようと考えたからです。想いで活動を始めた後、目的を実現するには、制度の後押し、使い良い道具の力も必要です。促進計画が市民活動を元気づける内容かどうかは、実践して検証することが大事です。今度は活動の担い手として活動をしたいと思います。みなさんも一緒に活動しましょう。

委員 安藤修史

この委員会へは地域活動団体から参加させていただきました。今回の委員には、NPO やボランティア等活動団体の代表者が多く参加されていて、それぞれの課題に対処しながら活躍している状況が積極的な議論の中から伝わってきて勉強になりました。これからの地域活動に生かしていきたいと思います。

今回の促進計画に織り込まれた内容が、多くの市民に受け入れられ、市民活動が育っていくことを願っています。

委員 神谷融子

今回、本会に参加させていただいたことを心から感謝しています。豊田市の市民活動には多少関心を持っているつもりでしたが、委員の方々の積極的な議論を聞かせてもらう中で、自分の見識の狭さを思い知らされるばかりでした。今回のことを機会に、今後は「共働によるまちづくり」に積極的に参加し、私たちのまち豊田市を少しでも住みやすいふるさとにしていきたいと思います。

委員 柴田剛

合併町村を代表して「豊田市市民活動促進委員会委員」と勤められて、メンバーの一員になりました。市民活動に関して、認識も知識もない私にできるのかと不安でした。そんな中で毎月の委員会を重ねるうちに、分権社会が進む現在において、豊田市のまちづくりに市民活動が必要であることがわかってきました。すなわち行政と市民が一体となり、共働によるまちづくりが今後必要不可欠であり、一層市民活動が活発化することを念じています。

委員 代田正晴

この市民活動促進計画が、豊田市で活動をしておられる多くの活動者の方々に理解され、また、これから活動を始めようと思っておられる市民各層の多くの方々に受け入れられ、計画に沿って活発な市民活動が展開されることによって、行政では担うことのできない市民の力による“新しい公共”とも言える市民力が大いに高まることを期待します。

委員 高桑俊康

「防災」に関わるようになって10年。その間、いくつかの被災地で懸命に活動するボランティア・NPOの姿を見てきた。彼らの多くは日頃「防災」というテーマに取り組んでいた訳ではなく、それぞれの視点で“自分たちの住む街”のことを考えていた“普通の市民”であった。

『市民活動促進計画』の中に織り込んだ“思い”が、ひとりでも多くの市民に伝わり、活動者の“次の”一歩に、そして、新しい一歩を踏み出す活動者を生む“後押し”になることに期待したい。

委員 立川恭一

平成19年10月より促進委員として参加させていただいたことが自らの勉強になったことをありがたく感謝申し上げます。

社協ボランティアセンターから代表して参加させていただいたことで、他の委員の皆様にも『ボランティア連絡協議会をはじめ300ものボランティア団体や個人ボランティアが、それぞれの立場で活動している』ことを知っていただき、市民活動促進計画にも市民活動の一翼として担当できるよう図ることが自分の使命であると考え参画してきました。

委員 谷口功

私はこの委員会に参加しながら、豊田市の地域性とは何なのか考えていました。豊田市は、世界企業が所在する都市と自然観光資源に恵まれた中山間地を有するユニークな地域だと思えます。市民活動の展開も、地域住民組織や多くのボランティア人々によって支えられていることがわかりました。その豊田市のまちづくりの両輪（地域自治区制度と市民活動促進制度）が、うまく回り始めることを願います。

委員 谷澤雄樹

計画の策定に関わり、活動について深く考えることができたことに感謝しています。「私の活動の意味や課題を考えることができたこと」「先進的に活動を続けている委員の方たちと意見が交わせたこと」「今まであまり接点の無かった行政や地縁型活動を行っている方々の考えを知ることができたこと」等とても勉強になりました。この経験を基に更に活動を活発的に行っていこうと思います。ありがとうございました。

委員 豊岡三雄

今回は、「豊田市市民活動促進委員会」の一人として「豊田市市民活動促進計画」について他の委員と月 1 回の頻度で毎回時の経つのも忘れて熱い議論を交わして参りました。その中で各委員の方々の見識の高さにはつくづく感動しました。このたびは私自身の自己鍛錬の機会になったと思っています。改めてメンバー各位に厚くお礼申し上げます。

委員 長谷由香

委員会に参加させていただき、各分野の一線でご活躍されている方達と議論を交わさせていただいたことは「福祉」の分野でしか活動していなかった私には、大きな刺激でした。また一方で、行政と市民の双方が育ち合う必要と大切さを痛感する場でもありました。計画が計画のまま終わらぬ為にも、今後、どの分野でも対応できる中間施設(コーディネート)がもう 1 歩、具体化されていく必要があるとも感じています。みなさん、おつかれさまでした。

委員 西田泰子

共働という耳慣れない言葉、市民活動者としての認識すら薄い中でこの委員会に参加させていただき、ご迷惑をおかけ致しました。今回参加させていただくことで、行政等の働きかけに、市民である私達の関心がなくなってきたりする時代の流れを痛感させられました。豊田市民として誇りに思えるまちづくりに活動者のひとりとして、一歩広げることができました。平成 17 年に立ち上げられた市民と共に手をたずさえる施策・まちづくり基本条例は、いざという時、必要な時に必ず芽開くと思います。これからを担っていく方々のために、できるだけ事をしたいと思いました。

委員 林敏秀

「あなたは豊田市のことが好きですか？」このような質問をされたらどのように答えるでしょうか？「好きではない。」と答える人、「わからない。」と答える人に相談です。では、どうすれば好きになっていただけるのでしょうか？そのことについて一緒に考えて、豊田市をより良いまちにしていきませんか？「そんなこと言われても大変そうだからできない。」とされている人でも、活動しやすいように必要なモノを、私たち委員が議論を重ねて用意しました。一緒に豊田市を変えて住みよいまちにし、多くの方が『好き』になるまちを創っていきましょう。

委員 三島知斗世

市民活動促進。この言葉には「参加・協力する市民が増える！」「活動が多様に展開され魅力が向上する！」「社会的インパクトが高まる！」・・・さまざまな可能性が込められています。果たしてこの計画がこうした可能性に結びつくのか。それは今後、暮らしやまちのあり様を共に考え、行動する一人ひとりの市民の力とつながれるか、その環境整備に行政も汗をかくかにかかっています。両者の力で生きた計画にしていきたいですね！

委員 藪下順子

今回の委員会に参加し、市民活動促進計画に関わって、“自分が活動する為には”と思いながらこの委員会に参加してきました。これからの皆様の活動が活発になり「住みよいまち」になると嬉しいです！

委員 吉川暁美

ある団体が、生まれ育っていくことは、人の心を育てていくことと同じである。人の心がその活動を通して豊かになり、生きること、愛することを学んでいく。

市民活動は、地域に根付いて活動を続けることから、地域を愛し、豊田市を愛し、地球を愛し、自然を愛することが生まれてくる。

豊田市が、市民活動を後押しすることは、豊田市民の心を、温かく育てていくことであると、今改めて感じている。

オブザーバー 菅原純子 NPO相談員

「市民活動が目指すものは何か」・・・委員会の話し合いで常に気になっていたことです。市民活動の多様化、市民意識の多様化など、「多様化」というキーワードはとても重要ですが、多様なニーズや課題に対応する促進策や支援策を1つのプランにまとめることはとても難しい取り組みでした。豊田市の様々な活動が共通して目指しているものは何か。これからもそれを問い続け、一人ひとりの市民が豊田市の将来を考え、行動するためのサポートのあり方を考えていきたいと思います。

事務局 中野正則とよた市民活動センター所長

1年半に及ぶ委員会での熱意ある審議に感謝申し上げます。

「共働によるまちづくり」の目指す姿が市民の皆様の方で一步一步創られつつあります。今後も市民主体で策定した市民活動促進計画の意義が市民に共有され、市民・行政がともに学び、考え、行動することで、市民が市民を支えるまち豊田市を目指します。そしてとよた市民活動センターは、市民活動がさらに活発になるための支援を展開致しますので、よろしくお願い申し上げます。

豊田市市民活動促進計画

2009年(平成21年)3月発行

発行 豊田市社会部とよた市民活動センター

〒471-0026 豊田市若宮町1丁目57番地1 A館T-FACE9階

TEL.0565-36-1730 FAX.0565-34-0015

<http://toyota-shiminkatsudo.net/>